

## 第2回智頭町議会定例会会議録

平成29年6月9日

(第2日)

智 頭 町 議 会

## 第2回智頭町議会定例会会議録

平成29年6月9日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 河村 仁志	2番 高橋 達也
3番 大藤 克紀	4番 岩本 富美男
5番 中野 ゆかり	6番 平尾 節世
7番 谷口 雅人	8番 岸本 眞一郎
9番 徳永 英太郎	10番 石谷 政輝
11番 大河原 昭洋	12番 酒本 敏興

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

### 1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺谷 誠一郎
副 町 長	金児 英夫
教 育 長	長石 彰祐
病院事業管理者	葉狩 一樹
総務課 長	矢部 整
総務課 参事	柴田 睦子
企画課 長	酒本 和昌
税務住民課 長	江口 礼子
教 育 課 長	國岡 厚志

地 域 整 備 課 長	矢 部 久 美 子
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
福 祉 課 参 事	迎 山 恵 一
会 計 課 長	國 政 昭 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	藤 森 啓 次
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	大 藤 翔 太
書 記	岡 本 康 誠

開 会 午 前 9 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

- 議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、大藤克紀議員、  
4番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2. 一般質問

- 議長（酒本敏興） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付しているとおりで。

なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式とし、質問と答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受け付け順に、これより順次行います。

初めに、高橋達也議員の質問を許します。

2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんもありがとうございます。4年前に議員になりましてから、毎回一般質問をしておりますけれども、任期中の最後の今議会で、初めてこのトップバッターで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。最初で最後にならんように頑張りたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従って順次質問をいたします。

今回、私が質問いたします内容は、これまでに私が行いました一般質問の中から、その後の町の対応状況を確認することを主としたもので、2項目ございます。

初めに、空き家対策の取り組み状況について、町長にお尋ねいたします。本件につきましては、平成26年12月議会で質問いたしましたが、「空き家条例について制定に向けて早急に検討したい」また、空き家対策特別措置法に基づく特定空き家であります「危険な空き家などのリストアップ作業などの準備作業についても進めていきたい」との町長の答弁でございました。質問後、2年半が経過いたしました。空き家対策特別措置法に基づくその後の取り組み状況はどうか、町長にお尋ねいたします。

以下は、質問席から行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おはようございます。傍聴の皆さん、おはようございます。きょうは大勢で見学にいらしていただきました。

さて、高橋議員の空き家対策についてのご質問でございます。ただいま、高橋議員からおっしゃったように、平成26年12月議会において、空き家等対策の推進に関する特別措置法に関する質問を受け、条例制定の検討及び危険な空き家のリストアップ作業も進めていきたいと、このように答弁させていただきました。

その後の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、本町の取り組み状況についてのご質問でございますが、検討はしてまいりましたが、その対象を危

険空き家のみでなく利活用も含めた空き家全体としたため、協議会の設置や条例の制定には至っておりません。

空き家の状況把握については、3月定例議会の折に説明させていただきましたが、本年度の予算で空き家実態調査を実施することとしておりまして、6月から町内の空き家全ての調査を行い、移住定住対策につなげたり、空き家の状況を把握することとしております。

この調査完了後は、空き家対策協議会の設置や条例制定に着手し、「安全・安心で住みよいまちづくり」に向け取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） はい、わかりました。ことし、これから利活用も含めた趣旨で調査をするということでございます。若干進み方がゆっくりかなという気はしますが、これ以上は言いますまい。

町長の答弁にも少し触れていただきましたが、この法律に基づく協議会も設置・検討するというので、これはぜひ設置していただきたいと思います。ご承知のとおり、協議会はあくまで努力義務規定なんですけど、ぜひ設置していただいて。法律を見ますと、前回も私も少し触れましたが、我々議員もメンバーに含めるようになっておりますし、もちろん地域住民、それから法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者という方も含めて協議会をつくるんだということになっております。ぜひ幅広にメンバーを集めていただいて、いろんな意見を聞いて、いい対策に結んでいっていただきたいというふうに思っております。

それはそれとして、ぜひお願いしたいと思うんですが、県内の市町村の中でもかなり先駆的に取り組んでおるところもございまして。これもご承知だと思いますが、特に西部の日南町さん。早くこの今の会議なんかもつくられて、特定空き家に認定もされ、48軒というふうに新聞報道出ておりますが、かなり早目に進んでおります。中でも、独自に解体・撤去する場合の町の補助、そういう制度も制定されておって、5分の1を補助すると、最大30万、空き家の所有者に助成されとるようです。

ですので、これから調査するわけですけども、特定等空き家、危険なものだけでなく景観上悪いやつも含まれますけれども、最終的には町が行政代執行という

形で所有者に成りかわって対応することになってますが、私は本来そこまで至ることは余りよくないと思っていますから、こういう日南町さんがやっているような補助制度も参考にされ、町が何がしか一部でもお手伝いできるようなことができれば、早目に解体等ができる呼び水になるんじゃないかというような気がしております。この辺に対する町長の見解はいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるとおりですね、年々これは全国的な傾向でありますけども、この空き家というテーマで非常に多くなってきたということ。それからまた、空き家がふえますと非常に衛生面あるいは環境面等々、非常にいろんな場面で弊害が出てまいります。そういった意味では、この問題を避けては通れないと認識しております。

今おっしゃるように、これから、もう既に鳥取県の空き家対策支援事業補助金、これは企画のほうから申請をしておりますし、6月のこの議会が終わりましたら着々と前に進めるということでもありますから、そのあたりをご承知願いたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） それから、その条例でございますけれども、これに関する方針につきまして再度ちょっと確認させてください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然、条例が我がまちの法律ですから、当然その条例についても中身を精査しながら、きちっと皆さんに相談しながらやるということがあります。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） はい、わかりました。それでは、この議会が終わって今後どしどし調査していただきまして、我がまちから危険な空き家が、余り景観上よくない空き家になるべく少なくなりますように、また利活用ということもおっしゃいましたので、確かこの法律の趣旨の中には利活用的なことも入っていたように覚えておりますので、空き家対策が進みますように、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問項目に移ります。智頭林業・木材産業再生ビジョンの改定につきまして、町長にお尋ねをいたします。本件につきましては、平成27年9月議会で質

問いたしましたが、「長期目標時期の平成30年に向け、調査分析と改定について検討したい」との町長の答弁でございました。質問後、1年半以上が経過いたしました。調査分析はなされているのかどうか。また、改定は現在のビジョンと切れ目が生じないように、平成29年度中に行うべきであります。どのようなスケジュールで行う考えなのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成20年3月に策定しました「智頭林業・木材産業再生ビジョン」について、高橋議員のほうから平成27年9月定例会以降、お尋ねの調査分析は行っておりませんが、本年度中の改定を目指して検討を進めている、現在進行中であります。

現行のビジョンは、「低コスト林業の推進」「智頭材の需要拡大」それから「癒しと憩いの森林づくり」「木質バイオマスの取り組み」で構成されており、ビジョンの改定に先立ち、まずは10年間の取り組みの総括をする必要があります。

現行ビジョン策定以降、木の宿場プロジェクトによる住民自治スタイルでの間伐推進や、木質バイオマスエネルギー利用、それから自伐林業の推進に向けた「山林バンク制度」の創設などによる環境づくり、それから「ウッドスタート宣言」による木育の推進など、新たな動きが出てきております。

ビジョンの改定に当たり、これまでの10年スパンでよいのか、よく考える必要があると考えております。もう少し長期的な視点で、例えば20年後、あるいは50年後の智頭林業のあり方を具体的にイメージし、それに必要な具体的なアクションプログラムを示すべきと、このように考えております。

そういった長期的ビジョンの中で、「智頭林業の担い手の確保・育成」それから「森林施業の推進」「智頭材の販売戦略」「地域福祉との連携」など、現状を踏まえたアクションを起こしていくことが重要となります。加えて、「智頭の山とどのように向き合うか」など、根幹となる部分について、関係者の意識の醸成や共有を図るために「智頭林業憲章」のようなことも盛り込む必要があると、このように考えております。いずれにしましても、時代の流れに呼応するビジョン改定が必要なのは、おっしゃる言うまでもありません。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 調査分析はやってないんだという正直な答弁がございました。ちょっとがっかりいたしました。今後に向けたいろいろ展望なり思いを今述べていただきましたので、期待をしたいと思っております。何せ我がまちは杉のまち、林業のまちでございますので、やはり長期目標のもとにこつこつと施策を展開していく必要があると思います。

町長も今るる申されましたけれども、つい先般町がつくられました7次総です。「ちづ暮らしの道しるべ」この中にも基本計画の4番目に、仕事というテーマで林業のことを整理されておられますけれども、まさにここに羅列してある中身が、今後の智頭林業の方向性を示す核だろうと思っております。せっかくビジョンがあるわけですから、これの具体化をするためのビジョンであるべきであろうと思います。ぜひそのあたりも肉づけをしていただきたい、このように思います。

今後、いろいろ検討されるに当たりまして、ちょっと触れられたようだけれども、いろんな方の意見を聞いたりということで、私前回の質問でも触れましたけれども、今後いろいろ検討されていく上では、ぜひこの川下側の、実際にこの木を使っていただく側のメンバーを入れていただいて、その方々のご意見を聞くべきだろうというふうに思います。今のビジョンをつくった際のメンバーを見ますと、この我々智頭町内の山側の川上側の木を育てる、木を製材するといえますか、そういう側のメンバーでビジョンがつくられておりますので、ぜひ今度は使う側のメンバーを入れるべきだということです。

前回も申しましたけれども、例えば木造建築にかかわる建築設計の関係団体の方、それから実際に智頭杉を使われて家を建てられた方からリストアップをして、住み心地でありますとか、いろんな費用の問題でありますとか、設計の内容でありますとか、実際に住まれておる方のご意見を聞いていくということも大切ではないかと思えます。その辺の方向性についていかがでしょう、町長。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かに、平成27年9月の定例会で高橋議員からは、今おっしゃったような提案をいただいております。これは我々としてもご意見として真摯に受けとめて、川上ばかりじゃなくて川下のメンバーにも手を差し伸べて、お互いがWin-Win、いい仲にということには考えていかなきゃいかんと、このご意見としては承っておきたいと思えます。



○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） それから、この次のビジョンをつくっていく上でのスケジュール的なことなんですけれども、ざっくりした感じで結構なんですけど、リミット、例えば来年の3月いっぱい、私はそうすべきだというふうに今、質問してるんですけれども、今年度中、来年の3月末までに新しいビジョンをつくるとした場合ですよ、これがどんな流れで、ざっくりしたスケジュールでいいですけども、何かお考えがありますでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この改定のビジョン、いつごろまでとおっしゃる中で、要するに長いスパンでものを見なきゃいかん部分がございます。山の本というのは、一夜にしてというわけにはいきません。100年後の姿を思い浮かべながらとか、智頭林業の担い手をみんなで育てようとか、先人から引き継いだこの智頭は、本当に林業というのは宝の山と思いつつながらも見守っていくという中で、できるだけ早くということもありますけども、じっくり腰を据えて、今おっしゃるように多方面からの意見も聞きながらビジョンを進めていきたい、このような考えで、これは大事なことでありますので、これから関係団体と連携しながら丁寧につくり上げていきたい、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 将来展望をじっくり考えていただくのは大切なんですけれども、余り将来のことをじっくり考え過ぎても、間があいてしまっただけでは元も子もないということで、やはり切れ目ないように、年度内の改定を目指してスケジュールを組み立てて、着々と検討作業を進めていっていただきたいというふうに思います。

「木の香、杉の香満ち満ちて林業興す意気高く」ご存じのとおり、町民歌の1番の詩の一部です。前回も私、冒頭にこれ触れましたけれども、毎日昼に防災無線で放送されております。この詞のように、意気高く林業政策に取り組むべきと思いますので、成長産業でございます林業、智頭林業の真の再生を実現するようなビジョンの改定を期待いたしまして、少し早いですけれども質問を終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、高橋達也議員の質問を終わります。

次に、河村仁志議員の質問を許します。

1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） 皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って、順次質問します。

質問に先立ちまして、まずは先般の智頭トンネルの土砂災害、この冬の大雪と、事あるごとに対応されています役場の職員の皆様、関係各位のご尽力にこの場をかりて心より御礼申し上げるとともに、敬意を表したいと思います。

さて、私の質問ですけれども、第7次計画のおよそでき上がりで、その報告が先の全員協議会で前企画課長から説明がありました。が、そこに至るまでの経過の説明が全くなかったように思われます。これは、議会に対する軽視ともとれるというふうに私は思っております。今さら施行された計画にと思いますが、今回の7次計画はとても前回の6次と違いまして、見てもちょっとわかりにくい、どちらかといいますと、全体的に抽象的で方向性が見えにくい感じがしています。その7次計画の中の中身について、今回4項目で質問させていただきます。

1つ目の質問ですけれども、町民の暮らしとまちの取り組みが密接にかかわり、町民と行政のそれぞれの理解と共感を得ることで、町民一人ひとりの人生に寄り添うことを可能とし、豊かで幸せなちづ暮らしの道しるべ「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」という理念があります。先般の議会報告会でもありましたけれども、町長から智頭らしい福祉をやるというお話をよく聞かされているけれども、智頭らしい福祉というのはどういうことかということをよく尋ねられます。そのことについて、智頭らしい福祉ということについての重要施策は何かを町長にお尋ねします。

以下は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 河村議員の智頭らしい福祉という質問でございます。私は、単独で生きたこの小さなまちは、今の国の考え方にはなかなかついていけなくなってきたということです。これは智頭町だけじゃなくて、現在国というのは、この福祉施策に対していろんな形で方向性を変えてきております。それを逐一国の言うとおりに準じてやっておりますと、非常に福祉課だけではとてもやっていけない状況、いろんな変更をしてきますから。

そういった意味で、少しここで冷静になって智頭町とそれから病院、社会福祉協議会、この三位一体という他町にはない全国でも珍しい組織を持っておりますので、これをもう一回しっかり見詰め直して、町民の皆さんと一緒に、智

頭町の福祉とは何ぞやということを再度検討してまいりたいと。その上で、私はこの議会中に各地区を回る計画をしておりますけども。

端的に言いますと、一言で言いますと、智頭らしい福祉というのは、住民の皆さんができることは住民の皆さんでやっていただきたい。役場だけでは非常にサービスが低下するということであります。パイが広くなればなるほど、住民のサービスというのは今、低迷しております。

そこで智頭町は、これからまた地区の皆さんと相談しながら前に進めていきますけども、地区でできることはなるべく地区でやっていただきましょう。そのかわり、ボランティア、ボランティア、ボランティアといっても、長続きしない。ならば、地区でやっていただくこと、それから役場でどうしてもしなきゃいかんこと、それをお互いに共有しながら認め合いながらやっていきましょう、という大きな前提を持っております。

これは、この時間的なものがございますから、各地区に出向いてこの説明をさせていただきますけども、要は地区の皆さんと一緒に、この福祉を進めていく。福祉というのは幅が広いですから、揺りかごから墓場までと言われるぐらい。そういう観点から福祉というテーマを照準を合わせて、これから智頭らしい福祉というものをやっていこうと思っております。これまた地区の皆さんにもゆっくりご説明したいと思えます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 1 番、河村仁志議員。

○1 番（河村仁志） はい、わかりました。そういった地区との関係の中で、先ほど先輩議員もおっしゃられましたけども、空き家の使い方の1つでもありますけども、要支援の方とか要介護1、2でなかなか介護保険を利用できない方とかもいらっしゃいますので、こういった方々の対策として、まちの中の空き家をグループホームというような格好で利用していただいて、もう少し包括的にヘルパーさんとかも動けるような格好というのも、必要ではないかなというふうに思っています。

それとこれも先に先輩議員がおっしゃられましたけど、中原のほうに産科とか助産所というか、育みの郷構想で施設がオープンすると思えますけども、これに対しても地区の説明も大切なことだと思いますけども、実際あそこのほうに行って自然分娩をされる施設をつくられるということですけども、この晩婚化が進ん

でいるところで本当に自然分娩ばかりの方が利用されて、現実問題とかは帝王切開とかいろいろなことがありますので、緊急車両が行けるとか、いろいろなことも考えられますので、そういったことも今後は考慮していただいたり、今度福祉懇談会で地区に出向かれて、いろんな説明をされると思いますので、そこら辺でまた丁寧な説明を地区の皆さんにさせていただいて、財産区であれ公民館であれ、地区振興協議会であれ、連携していただいて、町長の思われる智頭らしい福祉というものを進めていっていただけたらなというふうに思います。

2番目の質問ですけれども、地域包括ケアシステムのための取り組みの状況と、現在どのように進められているか、このことについてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まず、2番目の地域包括ケアシステムの前に、今議員がおっしゃった、この山郷につくりますこれから「いのちね」、いわゆる自然分娩とおっしゃいますけれども、これちょっと誤解がありまして、先般も中野議員からも質問がございました。

要するに、お医者さんを置かないで勝手に産めっていうんじゃないんですね。要は、一番その根本にあるのは、この命の大切さというのは、最近非常に俗に言うできちゃった結婚とかですね、命を非常に尊ばない、何かできてしまったから仕方がないとか、産む前から安易に命の尊厳さとか、命の大切さとか、そういうものを考えないで何か安易な若者が出始めた。

そうじゃなくて、出産とはいかに、命を預かることのいかに大事か。そういうことを勉強しながら、そしてその中でこの93%山に囲まれた自然の中で、みんなにおなかが大きくなった妊婦さんに、住民みんながいい子が生まれればいいね、頑張っってね、そういう会話をしながら安心してお医者様にもちゃんと、お医者様もつけて産む。そして産んだ後、ただ産んで後は知らないよじゃなくて、命というのはいかに大切かということも、出産した後も若いお父さん、お母さんにも知らせる。こういうことが今現代では非常になくなってきた。ただ、お医者さんに行って、はい次生まれました、はい後は知りません、はい次どうぞ。果たしてこれでいいかという。そういう中で日本に1つくらい、本当に命というものを見据えた、そういう日本に1つくらい、この静かな山の森のまちで、みんなに期待されながら出産する。そして後もちろん見据える。そういうことが大事じゃない

かということでやっておりまして。

何か、説明が不十分じゃなかったかもしれませんが、自然分娩でもいいかげんな産み方をさせるんだということが、非常に誤解を招いておるようですので、また、ご指摘のように地区に出向きましたら、そういうこともきっちりお話しして理解していただいて、そして日本で本当に1カ所ぐらい、そういう本物の出産ができる、本物の感覚で本物の優しい命に対する、見据えたまちづくりをやってるところがあってもいいんじゃないかと、このように考えております。決していいかげんな気持ちでやっておるわけではありません。

地域包括ケアシステムの構築というテーマでございますが、本町では地域包括ケアシステム構築に向けて、智頭病院、それから社会福祉協議会、それから福祉課、そして町内サービス事業所が常に連携をとりながら問題解決や研修を行い、入院から退院、在宅まで切れ目のない支援を行っており、三位一体の施設を利用したこのような取り組みは、他の市町村にはないものであります。

具体的なものとしては、高齢者に住みなれた地域で少しでも長く暮らしていただくことができるよう、地域ケア会議を毎月2回、合同担当者会議を毎週実施、ほかにも事例検討並びに研修会を開催し、個別の事例に対しての対応策を関係者で協議しております。

また、障害のある方に対しても安心した在宅生活を送っていただくことを目的に、法人後見への支援、それから毎月関係機関との検討会を実施しています。介護予防や日常生活を支援するため体制整備等については、昨年「みんなで支え合う地域福祉の実現を目指して」と題し、福祉懇談会を実施しました。できることは何かを住民みずから考え、町全体で自助、互助、共助、公助が行えるあり方をその中で話し合いました。地域住民の方々を巻き込んで、一緒にその地域に合った取り組みを考えていけるよう今年度も地域に出かけ、懇談会等を通して、住民の皆さんの意見をいただき、その地域に合った取り組みを支援していくと、このような考えを持っております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） そういった施策の中で7つの重点課題が挙げられてます。

1つ目が在宅医療、介護の連携。2つ目が健康づくり、介護の予防等々と2つずつちよっと挙げさせてもらおうかなと思っておりますけども、先ほど申し上げました

在宅医療、介護の連携、健康づくり、介護の予防、こういった取り組みが今なされているのかというのを具体的にお聞かせ願えませんか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 具体的にとのことですが、これはいろいろありましてどのあたりをどう答えていいか、ちょっと私も苦慮いたします。要は今ご説明したように、地域とそれから三位一体、病院、それから社協、福祉課、こういう三位一体で他町村にない、そういう中で日々そういう体制を取りながら、町民の福祉に対してやっております。

具体的なことについては、課長のほうから余り詳しくはなくても羅列いいですか。課長のほうから羅列でいいですからお願いします。

○議長（酒本敏興） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 当町では介護予防事業としまして、元気にステップ教室というふうな教室を各地域で行っております。また、いきいき百歳体操についてもモデル的に実施しております。そのほか、認知症予防のために、脳元気教室を毎週開催しております。

健康づくりといたしましては、ウォーキング教室、生活習慣病予防のための栄養のほうを中心としたほのぼの健康教室とか、いろいろな取り組みを行っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） そういった取り組みいろいろされているようですが、結局そういったことがなかなか町民の方に伝わっていない。なので、1番最初の質問に少し返りますけども、智頭らしい福祉をやっているって言われても、じゃあ具体的に何をやっておられるのかということが、伝わっていないような気がします。

先般の質問にもさせていただきましたが、福祉懇談会、今度町長あちらこちら回られて、富沢のほうも今度今月の16日ですか、回られると思うんですが、先にも申し上げましたけども、智頭町には保健師さんが7名いらっしゃるって僕はお聞きしてます。でも実際若桜町は1名らしいんですけども、確か。智頭町7名だけ、2名ですか、いらっしゃるようですが、いずれにせよ智頭町は保健師さんが多い。この方々がもう少しフルに、仕事をされていないというわけではないんですけども、もう少し地区担当で持たれて、もう少しミニデイとかいろんなときに

出られるときに出てください、手厚くされたほうが伝わりやすいのかなというふうに、私は個人的に思います。

あと、7つの事業の中で、介護給付対象サービスの強化と資質の向上とか、日常生活を支援する体制の整備等々書かれていますけども、こういったことも具体的にどういったことが具現化されて、今行っておられるのか、これもちょっとお尋ねしていいですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まず保健師が7名で、余り仕事してないとはおっしゃいませんけども、余り目につかないということですが、これはそういうことはないと思いますけども、この意見は参考にさせていただきたいと思います。

それから、もう一つのご質問は担当課長のほうから説明させます。

○議長（酒本敏興） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 保健師7名おりますが、各地域のほうに家庭訪問、それから健康相談、健康教室、ミニデイのほうにも参加させていただいております。ただ、戸別のほうの取り組みになりますので、住民さん全体であそこのミニデイに行きましたよとか、そういうふうなことはなかなかわかりづらい、あるいは家庭訪問もこの個人情報等々ありますので、なるべく保健師が訪問してますみたいな形では行けてないのも現状です。ただ議員おっしゃるように、PR不足というふうなこともあるかと思っておりますので、今回の中で皆さんのほうに保健師の顔を知っていただいたり、担当のほうも各地区担当制もしいておりますので、その辺も皆さんに知っていただくように努めていきたいと思っております。

また、地域づくりのほうの観点でございますが、生活支援コーディネーターを昨年度は1名、本年度よりもう1名追加しまして2名の体制で、地域づくりに対しても行っていこうというふうな形で、体制整備につきましても取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） いろいろ取り組みされてるようですが、私のほうが勉強不足でよく理解してなくて質問したのかもわかりませんが、僕でもわかりやすいように説明していただいたらありがたいと思います。

本当に寺谷町長、すごくいろんなことで福祉だけに限らず、先駆的に全国的に

もいろんなことされてるんですけども、今回の新ひまわりシステムも実際今までやられたことが一旦中止になって、また新たに組み込まれて個別に今度はがきを出されたりとか、本当にきめ細やかなことがされているんですけども、やはり担当課の課長以下職員の方がもう少し丁寧に説明されたほうが、町長の思いも伝わりやすいのかなというふうに思います。

先ほども言いましたように、各地区でミニデイとかがされたりとか、いきいき百歳体操、いろいろされているようですけども、こういったところにさっきも言いましたように保健師さん出向いていただいたり、ミニデイのときにはお弁当とかも例えば200円ぐらいもらってるんですかね、もう少し。無償がいいのかどうかわかりませんが、頻度をふやしてあげるとか、そういったこともさせて、ミニデイとかで集まって来られたところにコミュニティの場所ができるというようなことも必要なのかなというふうに思います。

ちょっと話がそれますが、先般から智頭町内で移動販売が回ってますけども、智頭町の理解をいただきまして、この移動販売が各地区を回ってまして、大体村で2カ所くらいとまって、スピーカーで音流してそこに皆さんが集まって、屋根があるところもあればないところもあるんですけども、そこが1つのコミュニティの場所になってるんです。近所の人に来られたときに、きょうはあそこのおばあちゃん来とらんがよとか、おじいちゃん来とらんがよとか、というようなこともあったりして、安否の確認等々も兼ねているというようなこともありますので、もう少しミニデイとか地区の勉強会というようなことにも力を入れていただいたら、本当の意味で智頭町らしい福祉につながっていくのではないかなというふうに考えていますが、そこら辺どのようにお考えですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 智頭町は、日本財団のご縁で移動販売車を運行していただいています。私も当日参加したんですけども、確かに大勢のお年寄り等々が出てこられます。1つには、これがどんどんなれてきますと、大体何日の何時ごろは移動販売車が来るなということはわかるわけですから、皆さん。そこに皆さん集まって来られる。そういうときに、今おっしゃった保健師さんを一緒に同行して、日常の話をしてもらおうとかですね。それからコミュニケーションとっていただくとか、そういうこともありかなと、こんなことも考えております。

それから、今まで顔出しておられたおばあちゃんが最近移動販売のところに出



てこないねということになれば、当然おばあちゃんどうしたという話にもなるでしょうし、そういうことをきめ細かくやるということは心得ておりますので、これからまたそういうことにも力を入れていきたい、このように思います。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） ではそのようによろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に入らせてもらいます。本町ならではの健康づくりを進めるという中で、介護予防施策の対策として各地区の公民館に全部そろえるのは難しいかもわからないですけども、認知症の予防等々もいろんなことありますけども、福祉施策の1つとして、機能訓練器具を各地区の公民館なり振興協議会でもいいんですけども、そういったところに整備するようなお考えはないのか、お尋ねしておきます。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 機能訓練器具を用いての運動につきましては、動機づけの面からも一度に複数の筋肉を鍛えることができるなど、効果的に行うことができ非常に有益であるということは認識しております。しかし、器具を設置すればいいというものではなくて、器具を扱うときに事故防止、それから適切な利用が本当にできるかどうか、それから効果的な活用の面で専門的な指導ができる職員等の配置が必要となってくると。

このような観点から、さて各地区公民館へ機能訓練器具の整備についてということは、現在のところは考えておりません。現在町では大がかりな器具等の道具を必要としない、ステップ体操教室、それからいきいき百歳体操、それからウオーキング教室など、効果的な運動事業を各地区で実施していますので、それらを十分利用していただきたい、このように考えております。

そういった意味で、今回私どもが各地区にお邪魔してお話しするときに、こういうことも皆さんにお話しして、ステップ体操とかいきいき百歳体操とか、ウオーキング教室、そういうもので本当に健康でいていただかないと、今本当に厚労省のほうが勝手に病院の病床数を減らすとか、言うことは地方創生とは真逆のようなことを言ってきておりますので、まず健康でいていただかないと困ると。健康でない人はどうするんですかと言うと、在宅で看護しろと。こういうことを国が言ってきておりますので、智頭町としては本当に福祉に力を入れて、小さなまちだからこそ肩を寄せ合って、みんなで長生きをするというテーマの中で動かな

いと、国のことを勝手に聞いてますとね、めちゃくちゃになってしまうという危険性がありますので、そういう意味でも地域に出かけて、今おっしゃるような器具ではないけども、そういうウオークとか体操とか、そういうものを奨励しながらまず病気にならない、そういう予防策を心がけて、これから町民の皆さんと一緒に話し合っていきたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） 器具といいましても、バイクでこぐような16万、18万するものから、手でこうくにやくにやする800円や1,000円で買えるものもあれば、折り紙みたいなものもあって、本当に運動器についての器具は本当に16万、18万とか高いものは切りがないんですけども、そういった器具ばかりではなくて簡易的に置ける、例えば上肢とか下肢とか部分的に機能訓練できるという器具というのか、見てもらったらいいんですけども。そういったのでいけば、全部そろえてもせいぜい、このたび予算が12万ついでって何に使われるんだろうかという話も出てましたけども、2万ずつ使ってもそこそこそろえられるような気がしますので、そういったソフト面でも高いものでなくても簡易的なものからでもしつこいようですけども、地区に対しての思いがあるんだよということが伝わるような気がしますので、ひとつ検討していただけたらと思います。

4つ目の質問で、さっきの質問にもちょっとかぶることなんですけど、移住・定住の積極的な推進ということがあります。今後、町営住宅の建設等々は、今も町営の住宅が古くなっているものがあつたりしますけども、こういったものの建設計画というのがどうなのかということをお尋ねします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 町営住宅の建設ということでございますが、現在、新たな町営住宅を建設する予定はありませんが、老朽化した住宅について、更新を検討しております。

それから、移住定住施策の積極的な推進として、既にご存じのとおり町外から町内に移住する場合や、既に在住している45歳未満に対し、住宅支援とか、それから空き家家具道具等整理、UJIターン自治会受け入れ等支援、それから宅地取得支援等を実施しております。その結果、平成22年と平成27年度の国勢調査を比較しますと、転入は40%増加、それから転出は15%減少していることから、一定の効果がでてきておると思います。

また、三田のゆめが丘に定住促進住宅を、昨年度新たに2棟を建設したことによって、現在の2世帯9人から新規に2世帯6人が増加予定であり、合計4世帯15名となる予定です。今後もゆめが丘に新たな定住促進住宅を整備して、さらなる移住定住の促進を図ろうと思っております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） 促進住宅の件ですけれども、大体ターゲットとしているのはご家族で住まれるものだと思うんですけども、大体ゆめが丘に建てられている2棟で3,000万近いお金がかかっていると思うんですけども、こういったものの費用で子育て中の移住定住だけではなくて、例えばコンパクトに単身とか2人だけで住めるような住宅ということも込みで、住宅建設ということも考えていただけたらと思います。

先ほど町長もおっしゃられましたけれども、病院のほうもだんだん病床が減らされてくる、これは厚労省も言ってます。社会的入院というものが原因として、これがだんだん減らされてきて消滅傾向にあるということなんですが、そういったことからいくと大体2042年ぐらいがピークに。これから10年、15年先になるんですが、75歳以上の高齢者の方が都市部のほうで、住宅が非常に困るというようなことが起きてくるというようなことが、厚労省のほうの調べとか、東京都の医師会のほうも資料で発表されてます。

そういったことからいっても、とても一戸建てでなくても集合住宅的なことで、都会から高齢者の方とかも受け入れということをすれば、Iターン、Jターンだけではなくて今度は孫ターンとか、そういった新たなことも考えられますので、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、国は地方が疲弊しているから何とかしなきゃいかんと、これは地方創生であります。確かに、東京一極集中で東京ばかりがどんどん膨らんできた。そういう中で、今度は国が何を言い始めたかという、東京都の人口を調べてみると、だんとつに老人が多い。この老人を東京都が、全部介護等々で見るということは不可能であると。ならば、東京の老人を地方に持ってこようと。何か言うことが、てんでばらばらなんですね。だって、地方だって老人はいるんですよ、いっぱい、高齢者社会で。それを東京都が満杯

になったから、じゃあ東京の老人も地方に行ってもらおう。何かC C R Cとか、横文字でごまかして言ってますけども。

そういうことに地方が巻き込まれて、地方の老人を大事にしないで、じゃあ東京から移住してきた老人たちを、一生懸命介護するんですかという話になるんですよね。その辺の見きわめをしっかりとって、まず何であろうとも、智頭町は智頭町の町民がいらっしゃるからこうやって我々がいるわけですから、それを守るということを大前提にしないといけないという思いで、確におっしゃるように、これから国は移住施策を活発にしると、移住、移住、移住と言ってますけども、安易にどんどんどんどん移住してもらって、うちは人口がこれだけふえたぞ、どうだというような、そういう見えのようなことはある程度慎まなきゃいかんじゃないか。

もつともつと、もつと言うと、平成の大合併で合併をしたらよくなるぞと言われてたところが、合併をしたところはちっともよくなってない。むしろ、智頭みたいな小さな単独で生きてるほうが、よっぽどすごいついていうふうに言われています。ということは、パイを面積を大きくして人口を広げて人間が幸せになるかということ、私は違うと思います。少ない人間でも少ない人口の中でも、お互いに和気あいあい肩を寄せ合って、ああ楽しかったね、智頭に生まれてよかった、智頭に生活できてよかった、と喜んでもらって人生を終えてもらう。これが1番の、私は地方自治の政治だと思ってます。そういった意味で、ぜひお互いによく検討しながら、この移住定住策を考えていきたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） よくわかりました。その町長の熱い思いが福祉懇談会、地区の皆さんに本当に伝わるように、丁寧に説明していただけたらという思いを胸に、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（酒本敏興） 以上で、河村仁志議員の質問を終わります。

暫時休憩をします。再開は10時10分です。よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時10分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口雅人議員の質問を許します。

7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 議長のお許しをいただき、通告済みの質問を行います。

まず、防災福祉マップの普及について伺います。本件の作成と普及は、町内全体では地区に大きなばらつきがあり、事業本来の目的及び趣旨からすれば、現状は不十分と言わざるを得ません。進捗を図るのに年に3集落を予定は、高齢化が進む町内の現状では対応ができないのではないかと思います。現状の認識と取り組みについて、ご所見を伺います。

以下、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 谷口議員の防災福祉マップについてお答えいたします。

平成24年度から取り組みが始まった防災福祉マップづくりですが、昨年度末現在で町内87集落中43集落が製作を完了。実績割合は49.4%となっております。他にも約10集落が作成を検討中であることを把握しております。

この防災福祉マップですが、町が配布した防災ハザードマップとは違い、行政から一方的に発信するものではなく、あくまで地域住民が地域の危険箇所や、いざというときに近所に支援が必要な世帯があるかなどの実情を把握し、それぞれで支え合うことを目的に作成するもので、集落の自発性と主体性が極めて重要な取り組みです。

当然、防災福祉マップについては、各集落代表者宛へ要望取りまとめのために案内を行っておりますので、この取り組みについてご存じない集落はないと思いますが、支援につきましては、あくまでも各集落の自主性を尊重したいと考えております。

また、作成に当たっては、町社協、それから福祉課、それから総務課の職員が要望のあった集落に何度も出向き、必要に応じて事前説明、それから地域住民と一体となって、実態把握のためのまち歩きを行った上でマップ作成に入ります。したがって、大きな集落になりますと完成まで日数を要しますし、取り組み開始2年目以降の集落にも、マップの見直しや避難訓練実施の支援を行っておりますので、住民の皆さんが集まりやすい日曜日が活動の中心となっていることから、年間実施数は新規集落、それから継続集落それぞれ10集落程度と考え、必要経費を予算化しているところです。

しかしながら、行政の支援なしに独自で作成されている集落も1集落あるようですので、そういったノウハウを有効的に伝えたり、それから防災福祉マップの

必要性などを訴えていくことで、全集落早期作成完了につながるよう、引き続き努力していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） この事業につきましては、県の支え合い体制づくり事業ということがきっかけであったかと認識しております。この件につきましては、実は県は大体3年という時限を設けた中で、試行にも近いような感じでやられた経緯がありますけれども、事業終了を前に効果の大きさとか広がりを見ながら、県政要望の中で本町もこの事業継続ということ、県議等を通じまして要請した経緯があります。

その中で、この事業がさらに見直しあるいは必要性を感じられる場面として、今年の冬の豪雪が1つのポイントになったかというふうに知事も申しておられます。やはりこの体制づくりをやっておられた地区が、その近辺におられた方の難に合われた方に対するサポート、もしくはそれぞれの集落の中での自立支援ということにつきまして、非常に大きな効果を発揮したということの中で、この事業が大きく見直されるという、どちらかと言えば拡充に近い表現でされたというふうに認識をしております。

あの豪雪の中で中学生、高校生が自発的にスコップを持って消火栓あるいは歩道等の除雪をやったという、非常にうれしい美談があれこれ聞こえてきたわけですが、実はこれは決してただ偶然に発生したものでは、私はなかったと認識しております。これはやはり防災福祉マップを作成した中で、避難訓練等の中で自分たちにできること、自分たちがやらなければならないことということに対する自助、共助、公助の中で、まず自助として自分たちがやれることはこんなことなのかなというふうな、自発的に取り組まれたというふうに認識をしております。

そういった意味の中で、この事業が広がりを持つということは、これから先のまち全体の中での支え合いというものが、大きく広がるというふうに認識しているわけですが、町長その辺のところどういうふうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、これは実は県の支えの事業ということでスタートしたわけですが、今智頭町が87集落あって43集落。これは、鳥

取県中ではだんとつというか、だんとつを通り越した勢いで智頭町がやっております。これは、特に最初は防災マップ的なものでしたけども、智頭町は福祉というものをこの中に入れてやっておるわけです。その中で、先般智頭町も谷口議員が今おっしゃったように、大雪で地区の住民が総出で出てやっていただきました。これ知事から「すごいことだ」と、「智頭町は県でもだんとつにこういう防災マップについて頑張ってもらってる、ありがたいこと」というのでお褒めをいただきました。

これ余分ですけども、鳥取県の中でもこれほどやっているとところはほとんどない、全然やってない町もあります。これは、笑い話みたいなことかもしれませんが、「消防団が全て把握しているからうちはやらない」という豪傑な町長もいらっしゃいますけども、智頭町は消防団員も大勢おりますし、こういうきめ細やかなことをやっておる。これは、正直自慢していいことじゃないかなと、こんなふうに思っております。

そういった中で、那岐地区が特に全集落やっていただいて、那岐だけのこういう訓練をなさったと。これも県のほうから耳に入りましたすごいことだなと。地区が、全員集落がやるということは考えてもみなかったというような、そういう報告も私の耳に入っております。そういった中で、これから87集落全部がこういう防災福祉マップができて、お互いが助け合うということ。

それから、私ある人に聞きましたけども、年寄りからこれをやってもらって、もし何かあったときに「わしはあの誰々ちゃんに助けてもらうから安心だ」という話を聞きます。こういうことをやっていると、すわ一大事というときには、若者が「よし、おばあちゃん、おれが飛んでいくからな、安心しろ」というので伝わっているんでしょうね。そのおばあさんはそういうことを言って、「町長ありがたいことです」ということをおっしゃった方がいらっしゃいます。

そういうことで、これは非常に重要なことで、また県外にも福祉のというテーマの中ではすごいという評判も立っております。これは職員の努力がまず1番だと、これは自負しております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） ほぼ5割近い達成ということなんですけれども、基本的には100%に至って初めて、全ての町民が安全であり安心であり、そしてこれから先に夢を語れるまちづくりにつながろうかというふうに思っております。

消防の話が出ましたのであれですが、確か9年前であったかと思いますが、私がまだ消防団に在籍をしておりましたときに、広域消防、警察、消防団とを交えた中で、図上訓練を行いました。これは、一定の状況を風向があちらから吹き、風速何メートルの風が吹いた中で、想定時間は夕方以降ということでやりました。これは全町に被害が発生しておる状況、いわゆる震災等がそれに該当するのかと思いますけども、そういったことを想定した中で図上訓練をやりましたところ、非常に強固な、あるいは機動的な能力を持っておるといふふうに町民が思われると思います。広域消防、この広域消防がもう2件目の火災発生の時点でアウトであると。その時点でもう既に車両は2台出払い、かつ救急対応をするということになると、広域消防が持つ能力がもう既にないということ。そこで、消防団との連携が当然あるわけですが、この中に最も欠けておったのが、当時の発想の中には自主防災ということの中で、町民みずからが逃げる、あるいは助け合うという部分というのは全く加味されておりませんでした。

そういった意味で、この支え合いを行ったことを加味した中で、図上訓練というものをやり直しをしてみる必要はあるのかなというふうに思う部分がございます。やはり災害というもののなかで、智頭町の中で最も大きいのは水系の中であられる、水害から始まる部分というのが大きいかと思います。これは交通の遮断等も含めた中で、あるいは通信の途絶という最悪の状況も含めた中で想定をしていかなきゃいけないわけですが、やはりパラパラとスポット的に存在する形の中ではなく、面として線として、線が面になりとする形の中で広がりを持っていくことが、最も効果を発揮するんじゃないかと思っております。

そういった意味で、手挙げ方式ということにはなっておるんですけども、智頭の散見する状況の中に、中間的に存在する集落、あるいは町内会等がある場合には、そこにはこれも町長のあれですけど、おせっかいと言えおせっかいですが、ぜひ隣の集落はやられましたので、実はここの集落に穴が開くとサポートがしにくいんですと、皆さんにとってもこれは不利な条件ですという、さきやきであり声かけというものはあつてしかるべきであろうと思いますが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、左の集落とそれから真ん中を除いて右の集落が防災福祉マップをやっても、この真ん中が途切れてしまうと、結局そ



これからまた混乱が起きるといようなお話かと思えます。これは、重々承知しておりますけども、先ほど申しましたように、かなり集落の方が、小さい集落ならまだしも大きい集落になると、なかなか全員が集まっていたいて、また町のほうから出向いて、そしてまず防災福祉マップとは何ぞやというところから話し合ったりですね。

それから、今度皆さんが全員そろわれたときに、その集落をみんなでこう歩いてもらう。あのあたりが危ないな、このあたりに川があるなというのは全部皆さんの目で把握してもらう。そして今度は、また公民館かどっかに集まってもらって、その図面を書いてですね、このあたりだったな、このあたり危険だな、そういう作業を地道な作業をしますので、これ結構時間がかかるということですね。これ時間は惜しみませんが、その役場のほうで毎日じゃあ行きますからと言っても集まりがない。当然、今言いましたように日曜日ぐらいしか集まりが少ないという中で、努力しても本当に10集落ぐらいがもう限度かなというような、タイムを見てみますと。

そういうことで着々とやっておりますけども、確かにおっしゃるようにこれは100%できれば、これは恐らく日本ではこういう例がないと思えますので、粛々とまた100%に向かって頑張らなきゃいかん、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 12日から始まります、地区福祉懇談会、この中には十分そういった部分でアピールできる部分があるんじゃないかと思っております。森のミニデイ等もそういう状況の中で、あそこにはお年寄りがおられる、独居の方がおられる、そういうことをきちっと行政もあるいは地域の中で、また隣の集落もそれを把握できるようになれば、集落間の連携ということは大きく効果を発揮すると思えます。

そういった意味で、介護保険を使わない形の中での町長いわく、智頭町ならではの、智頭町独自の福祉というものが、私は実は防災福祉マップと大きく関連をしておるというふうに認識をしておりますので、100%にこだわるという意味はそういう思いを持っておるということで、認識をしていただければと思えます。この件については、長々議論する必要はないかと思えますので次に進みます。

次に、ふるさと納税に対する認識と今後の対応について伺います。この件は昨今、国から加熱する自治体間の返礼品競争に対し、総務省が自粛を促す指導が出

されるなど、物議を醸しております。また、以前元総務大臣片山善博氏も納税と行政サービスについて一言申されたこともありましたが、現状において広く認知されているものと考えます。その認識に立って質問ですが、智頭町は県内19市町村中最下位にあります。現状の認識と取り組みに何か問題があるのではないかと考えます。町長のご所見を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 新聞等でご存じだと思います。地元新聞の報道で、平成28年度本町のふるさと納税受け入れ額は272万6,000円、議員がおっしゃるとおりでございます。今さら申すまでもございませんけども、ふるさと納税とは、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意志で、幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないか」との問題提起から始まり、生まれた制度であります。

このような純粋な気持ちから始まった制度が、いつの間にか、財源の獲得競争に陥ってしまいました。このため、自治体側は過剰に返礼品の豪華さを競い合い、納税者も2,000円で全国の名産品が購入できると、カタログショッピング感覚で制度を利用するなど異常な状態となり、ついには本年4月に総務省が、この是正に取り組むようにとの通知を発表したところであります。

ふるさと納税につきましては、過去幾度も同様の質問があり、その都度私の考えを述べてきましたが、「智頭町を応援したい」、「大好きな智頭町の力になりたい」という方々の純粋な思いの形であり、いたずらに件数や金額の多寡を他の市町村と争うものではないと、このように考えております。このため、県内最下位であるという認識は私には一切ございません。

知らない人から智頭町にふるさと納税されるのは、大体5,000円、あるいは1万円が多くございます。その中で、返礼品を求めるふるさと納税をされる方はほとんどおりません。「智頭町が大雪だったから頑張っただね」、「少ないけども頑張ってください」とか、「森林セラピーをさせてもらって本当に気持ちがよかった、帰ってからも智頭のことを思い出します」と言って5,000円ですけども、何かに使ってくださいというような、そういう方たちばかりで、正直他町村のことは私は眼中にございません。

物を企業の手先みたいになって、物をどんどん売ってそれで売り上げで返礼品を莫大なものを出していくと。何か私にはそれが、にせもののやり方のような気

がずっと以前からしておまして、智頭町としては肅々と、本当に心ある人だけのふるさと納税をいただいて、という思いですずっとやってきました。

一方には、実は疎開保険というのをやっております。この疎開保険は智頭町のおじいちゃん、おばあちゃんが丹精込めてつくってもらった本物のお野菜や本物のお米を、疎開保険に入った方に気持ちとしてお送りしています。ところが、この人たちが今何を東京の人、あるいはふるさと納税、疎開保険に入っている方がおっしゃるかという、「本当におばあちゃんがつくった野菜はおいしい。だから1年に1回じゃなくて、1週間に1回とか1カ月に1回、あなたの品物を送ってください、個人的に」そういうことになると、あるおばあさんがおっしゃいました、私に。「町長、うれしい」と。何ですかって聞いたら「わしがつくったものを東京の方が喜んで、また送ってください。わしは褒められるとうれしい」と。だから、「毎日毎日野菜づくりが楽しくて仕方ない。これはわしが健康になる1番の源だ」とおっしゃいました。こういうことが福祉につながっているんだなということも感じさせられました。

全然自分のまちなないものを仕入れて、まちが、それを返礼品で送るという例も全国ではあるように聞いております。そういうことになると、一体真実は何かと、心というものは何かと、せつかく智頭を離れてふるさとを思う人たちに対して何か失礼じゃないかなと。こういう気持ちでおりますので、最下位ということは私は全く意に介しておりませんし、肅々と本物からいただいたお金を大事に使わせていただきたいと、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） この件に関しましては、先般行われました議会報告会の中で、参加していただきました方からの非常に素朴な質問でした。これは我々自身も、疎開保険との兼ね合いについてその方には智頭町にはそういうものがあり、これは1つの町長の考え方もあるということの中で、そういうお答えをさせていただいて、それなりに納得をしていただいておりますけれども、大体何事につけても鳥取県のトップランナーを走る、全国のトップランナーを自認はしておられんかもしれませんけども、外部的な評価も含めてそういう立ち位置にある智頭町が、ことふるさと納税においてはだんとつの最下位と。下から数えて1番と2番との中に、大きな隔たりを持っただんとつの最下位というのには、ちょっと我々自身もほかの事例を引きますと、あり得ないという思いも実は持っております。

す。

そういう中で、どうも東部が低くて、県で言いますと東部が低くて中西部が高いというのが、倉吉市の5億円をトップにそういった形の中で、中部の湯梨浜あたりでも2億近く集めておられます。集めるという表現がどうなのか、ここにも町長の思いが込められておるのかと思いますけれども、やはり財源というものを何に求めるかによっては、不当な財源であってはならんけれども、正当なもの、いわゆるまちのサポーターとしてまちに対する理解、あるいは本当に心ばかりの支援という形の中でいただけるものなら、発信力を持てば、もう少し数字的には変わってくるのではないかなというふうに思うわけです。ツールとしてはさまざまにあるわけですので、その辺のところについて、物ごいではございません。あるいはまた下心を持つと、また逆の意味にとられるかもしれませんけども、その辺のところ改めてどうでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 決してふるさと納税を無視しておるわけではありません。言いましたように、粛々と本当に心のこもったものを大事にいただいて、というスタンスは変えようとは思いませんし、最下位というのは言葉で言えば正直智頭町民の皆さん、それから議員の皆さんも智頭町が最下位って言われると、何かこう情けないなとか、ちょっと寂しいなとお思いでしょうけども、私は正直全然そういう意に介していない。これは本当の気持ちです。

先般も3日、4日前ですか、新聞にも載っておりましたが、国から総務省から嚴重かどうかは知りませんが、注意が鳥取市とか米子とか倉吉、境とか琴浦、それから北栄ですか。だんとうつに多いところには、もう少しセーブしろというようなお達しがあったと新聞に出ておりました。ほかの自治体も印刷したから、これを急にやめるわけにはいかないとか、いろいろあるでしょうけども。

最初はいいいことでも、だんだんエスカレートしていきますと、麻痺して何が何だかわからなくなると。本当の真実っていうのは何なのということを、やっぱり見きわめながら動かないと私はだめじゃないかと。私にも正直、町民の方でも多くの反対者がいらっしゃいます。そういう方を耳にしながら、少し批判されたからといってどたばたする必要はない。冷静に考えて、本当にこの方は真剣に批判してくださるということには耳を傾けます。しかし、いいかげんな遊び心でただいたずらに批判される人は、私は正直無視しております。

そういった意味で何が真実か何が本物か、それをきちっと自分で仕分けをするのが、私は智頭町のリーダーの仕事だと、このように日々考えております。この件に関しては皆さんには申しわけない、寂しい思いをさせたかもしれません。しかし、最下位は事実ですから、この事実を目を背ける必要はございません。これからは肅々と本物の浄財をいただきたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 私自身も疎開保険との兼ね合いということをお申し立てしておりますけれども、このふるさと納税に対する対応というのは、本当の意味での趣旨からすれば、智頭町は王道を歩んでおるといふような認識は持っております。そうした中でのこの質問ということで、矛盾を感じられる部分もあるかもしれませんが、やはり結果としての中での、それも僅差の最下位ならまた別にせよ、これほど差がつくというのには、何がしかの原因を探るべきことがあってしかるべきではないかというふうに思うわけです。

返礼品競争はこれは理屈抜きに、これは輸入品までそれに充てるといふような、よくもそんなことがどの発想から出てきたのかなと思うぐらい、これは過熱を超えて度を外れております。そういった意味で、智頭町は王道を歩んでおるといふふうに認識をしておりますけれども、実はまた新しい流れが出てきております。

ふるさと住民票という、ふるさと納税をしていただいた方に対して、返礼品という形ではなしに、まちが通常行います町民に対する行政サービスの可能な部分というものを、ふるさと住民票として提供することによって、本当の意味でのふるさと納税の趣旨を全うできる1つの形というものが提案されて、今動きとしてはごくわずかではありますが目に見えつつあります。そういったものも含めて、これから先町長としても考えていかれるご所見はございませんか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） もう既に智頭町は、今議員がおっしゃったようなことは具体的にやっております。例えば森林セラピー、都会に住んでいらっしゃる方が疲れてる、ふるさと納税をしていただいたら森林セラピーにおいでください、格安でその森林セラピーを味わっていただきましょう。あるいは、たまには都会を離れて、智頭町は民泊をやっております。ですから、ふるさと納税していただいた方はどうぞ智頭町に民泊に泊まってください。無償で民泊していただきます。そして、心をいやしてまたお帰りください。

これは、今おっしゃる最近出始めたこと、ふるさと住民票のはしりを智頭町はやっております。これからまた、そういう面ではいろんな智頭町において、そして智頭町を知っていただいて満足していただいて帰っていただく。これが返礼品だと思ってますので。これは、もっともっといろんなしかけがあると思います。こういうことはそれこそ声を大にして、職員にもはっぱをかけてやろうということはやりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） それこそが本来の、私はふるさと納税の趣旨であろうというふうに思っております。また、町長からもそういった趣旨の答弁をいただきました。ある意味、智頭町からこのふるさと納税の過熱さを冷ます、あるいは見直す原点に回帰する1つの提案という形の中で、あわよくば最下位を脱出すれば、それはそれなりに大きな意味があるのではないかというふうに思っております。

改選を控えておりますので、これ以上深追いはいたしませんけれども、結果こそが1つの回答であろうと思っておりますので、そういった意味からすれば、次なる発表の時点で2位に少し迫ったのかな、あるいは最下位を脱出したのかなと。これは、純粋な意味でそれをやっていただきたい、こういうふうに思いますので、その部分は構えて、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、谷口雅人議員の質問を終わります。

次に、平尾節世議員の質問を許します。

6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 今回私は3点の質問をいたします。

最初に食育についてですが、町長は現在福祉を最優先課題として、さまざまな施策を推進されています。町報の5月号には、智頭町食育推進計画を策定したと掲載されておりました。私は常々、人の健康は食育なしではあり得ないと考えておりますので、このような計画が策定されたことに子どもたちの未来や町民の方々の健康、また高齢社会の中、健康寿命の延伸に大きく役立つものと非常に期待をしております。私も40年近く食育活動に携わってまいりましたので、その重要性は十分に認識をしております。しかし、多忙な社会の中、食事の内容がどちらかというとならぬ栄養バランスや食物の旬や食文化よりも、簡易なものや手間をかけな

いものへと流れていっているように思います。

このような中、この計画では3つの取り組みの柱と9つの目標を立てられていますが、誰がどのように食育を推進するのかまでは示されてありません。関係機関が連携して食育を推進すると掲載されていましたが、具体的にどのような事業をどんな形で実施し、町民はどのようにかかわる計画なのか、町長にお尋ねいたします。

以下は、質問席で行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平尾議員の食育推進についてお答えいたします。

本町では、食をめぐるさまざまな問題を総合的かつ計画的に取り組むため、昨年度「智頭町食育推進計画」を策定し、現在その周知と実践に取り組んでいるところであります。この計画は5カ年の計画であり、「地域で育む豊かな食、ずっと健康、笑顔のまち」をスローガンに、まずは食育について知っていただき、関心を持っていただくことが今回の計画の目指すところであり、周知、啓発がまず最大の目標となっています。その結果、食事や生活習慣を見直し、問題点や課題に気づいていただき、家庭を中心にライフステージごとの食育の取り組みの実践につながることを期待するものです。

現在の取り組みとしましては、管理栄養士が中心となって福祉課、教育課、給食センター、山村再生課、農業委員会と連携しながら、各年代に向けて周知、啓発、実践を行っております。具体的には、食育月間、食育の日の周知、乳幼児向けに離乳食講習会、それから子ども子育て講座での食事栄養相談、保育園、小中学校向けに献立表、食育だよりの配布、また地元食材を活用しての料理講習の開催など、食を通じた取り組みを行い、食に対する正しい知識と生活習慣の改善を図っております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 先ほどの町長の答弁をお聞きしましたら、もちろん大人も対象になっているんでしょうけれども、どちらかというと子ども、保育園、学校、子どものときから食の大切さを学ばせるみたいな感じにとれました。

それはとても大切なことなんですけれども、智頭町は以前から塩分摂取量が多く、高血圧や脳血管疾患、心臓病などの発症率が高い状況です。これに加え、近

年は糖尿病の発症も課題となっています。智頭病院の内科の前には、糖尿病予防のパネルが張ってありますが、鳥取県は全国でワースト5位と書いてあります。また、先日テレビでは、ワースト3位だとも言うておりました。透析に至る前に、対象者には調理実習を含めた学習会をされているようですが、合併症やあらゆる病気の治療を困難にする糖尿病の予防は、もっとまち全体で認識を深めるべきだと思います。ご自分が当事者であり、経験を踏まえた上で協力を惜しまないとおっしゃってくださっている町民の方もいらっしゃいます。

昨年の9月議会で、各集落で年に1回くらいは調理実習を含めた学習会を開催するシステムづくりをしてはどうかと提案したのですが、町長は各地区が福祉に目覚め、地区ごとにテーマを持って活動してほしいと答弁されました。そこで、各地区ごとに担当の保健師さんが決めてありますので、地区の症状別の特徴をとらえた指導をされれば、地区や集落でも活動に結びつけやすいと考えますが、地区別の分析などはしてありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 鳥取県は塩分が多いとか、ワースト5位とかワースト3位とおっしゃる。確かにそういうことは言われております。これは食生活の改善の部分に入ろうかと思えます。

この食の問題は、今申しましたように子どもたちの食に対しては、非常にこれは家庭が真剣に子どもたちのことを思っていたかかないと。行政がああだこうだやっておりますけども、やっぱりお父さん、お母さん、特にお母さん等々がこの食事については気持ちを入れて、自分の子どもたちを育てていただきたいということで、今答弁しましたように、関心を持っていただくことが本当に今回の計画であるということで、小学校、中学校、給食センター、それからちづ保育園等々、この教育の場でもこれはしっかりと、食に対する思いというものを広く家庭にもわかっていただくような、そういうアクションを起こして啓発運動をこれからやろうと、周知しようということでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） それはよくわかります。ただ、親が子どもに指導するためにはまず親が変わらなければいけません。その親の教育というところすごくおこがましいようで失礼なんですけど、でも知らないことは学習しなきゃいけませんので、



そういう部分として、例えば保健師さんとか栄養士さんとか、そういう方々が1年を通してみると、各集落や地区で集まる機会はたくさんあると思うんです。このようなとき、保健師さんや栄養士さんに出ていただいて、栄養指導や運動指導などをしていただければ親御さんの年代の方も、こう言うては何ですが、なかなか子どもを持つ親の年代の方に出ていただくというのは、現実難しいかもしれません。

でも、難しいとって放っておくわけにはいきませんので、PTAとかそういうときはもちろんですけども、各地区でもこの地区は智頭町全体としてはこんな傾向ですけど、特にこの地区はこんな傾向がありますよとか、それもあればですけども、そういうことも示していただきたいと思えますし、栄養士さんにしてもそれから保健師さんにしても、なかなかお忙しいのはよくわかっておりますけれども、でももっと先ほど同僚議員も同じような考えでしたけれども、担当地区と密接な関係づくりをしていただきたいと思うのですが、この辺はいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この食というのは、本当に人間にとって大事なものであります。昔は余り、ものが氾濫してなかった。その中で日本も戦争に負けてまずしい体験の中で、食というものも本当に栄養が行き届かない状況下で、そういうときも過ごしてきました。今は、ものが全て氾濫しておると。いつでもどこでもふっとうお金を出せば、中身がいいか悪いかは判別なしに手に入るという状況であります。そういった中で、きょうのご質問は特に食というのは大事だよという警告の意味でご質問なさってると思えます。

きょうはご婦人の皆さんに傍聴に来ていただいておりますが、皆さんの場合は本当に子どもさんを育てられたり、あるいは今お孫さんがいらっしゃる方もいるでしょう。正直お年寄り、年配者は本当に食というものに対して気を使っているんですが、どうも今の若いお母さんは安易に何かこう、でき上がったものを買って与えるという傾向に日本全国がなってしまったと。その中で、じゃあ食をどう考えるかというのが、これは本当に大きな大事な問題。これは、避けては通ってはいけない部分だろうと認識しております。

そういった意味で、地区に回って地区ごとにとおっしゃいますけど、これは地区ごとというよりも、皆さんの智頭町全体の我々職員も、それから学校も保護者

もおじいちゃん、おばあちゃんもみんな健康というテーマの中で、食は自分たちで本当にちゃんとしようよという認識を持っていただかないと、幾ら保健師さん、保育士さんが頑張ってみてもやっぱり響かないと思います。

そういった意味では、この食という問題を大事にとらえて、これから教育課も既にやっております。図書館お話し会でも年に4回、管理栄養士の食育の話もしてあります。それから小中学校献立表、食育だよりの配布とか、やっていることはやっているんですけども、なかなか浸透しないということだと思います。そういった意味では、これに負けないで浸透するまで口うるさく、本当に大事なことですよということをお願いしなければならぬかなと。

給食センターも正直ちづ保育園の給食、それから智頭町の給食センターというのは、ほかの町から見たらうらやましいと言われていています。これは完璧に近いところまで気を使って給食をやっております。そういった意味で、こういうことをやっぱり保護者のお母さんたちに、智頭町はこれだけやっているんですよ、だから家に帰った食事というのは、お母さんたちでおばあちゃんと相談しながらきちりやってくださいよという警告も、やっぱり町側としては町がしろ、町がしろじゃなくて、そういうことも必要になってくるんじゃないかと、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 私も町長と同じ思いです。ただ、地区と申し上げたのは地区ぐらいのほうが、全体でするとなかなか浸透しにくいので、地区ぐらいで徐々に浸透させていったほうがしやすいんじゃないかなと思って、そういう発言をさせていただきました。

どちらにしても、長年食育に携わってきた者としては、今回このような計画ができたことに本当にうれしく思っております。町民の健康維持のため、目配り、気配りを要望いたしまして、行政に要望するだけじゃなくてももちろん町民のほうもですけども、先ほどから話が出てるように教育が必要ですので、要望いたしまして次の質問に移ります。

高齢社会の中、智頭町でもひとり暮らし高齢者が増加しています。私の周りにも多くのひとり暮らし高齢者がいらっしゃいます。これも先ほど同僚議員が少し触れられまして、何か富沢の議員は2人とも同じ思いだなという感じがしておりますけれども、1人では自立が不安な状況でも、数人が一緒に暮らすことができ

れば、お互いに見守り合い、自立できる場合もあります。また、ヘルパーさんの支援が必要な場合でも、数カ所訪問される分が1カ所で済めば負担の軽減にもなります。

以前にこの提案をしたとき、町長は空き校舎の利用法として各地区で考えてはどうかと答弁されましたが、私は現在住まれている家と雰囲気の違いがあまり変わらない、空き家を利用したシェアハウスを考えるべきと思うのですが、そのお考えはありませんでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 現在ひとり暮らしの高齢者の方に対して、地域包括支援センターを中心に状況把握とか、家庭訪問、それからお元気ですかメールによる相談支援を行っておるところであります。これまで把握しているところでは、そういった方々は住みなれた家での生活を希望される場合が多く、在宅が困難に感じられるようになった場合でも、施設希望される方が大半を占めて、シェアハウスについて希望はほとんどない、このように認識しております。

しかし、在宅生活の継続を考える中で、シェアハウスは選択肢の1つとなるものと考えますので、今年度実施予定の介護保険事業計画策定のための生活圏域ニーズ調査で、実態を把握してその必要性を判断したいと、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） ひとり暮らしの方もお元気なうちはいいんですけど、少々問題が出てきたようなときでも、ご本人はまだ大丈夫、まだ大丈夫って思われるのが常ですし、それから当然ご自分の家で最後までという思いは理解できます。しかし、それでは済まない方も見ていると身の回りにいらっしゃいます。ただ、そうかといってすぐに施設にとっても現状はなかなか施設も難しい、そういう中で私はやはり、今後特にシェアハウスのようなものが必要になってくるんじゃないかなと思います。

私も高齢者と一緒に暮らしておりますので、高齢者というのはほんの少しの変化でも対応できないという現実を毎日見ております。そういう中で、家を移られるということはとても難しいかとは思いますが、難しいとは思いつつ、やはり1人では暮らせなくても、お互いに見守り合うという状況は本当にこの人だったら大丈夫だな、何人かで一緒だったら大丈夫だなという方も本当にたくさんいら

っしゃいます。今後の福祉政策の方向性として、町長がそんなに必要を感じてないとおっしゃるんでしたら仕方のないことですが、私はぜひこのシェアハウスは考えるべきだと思っております。

特に高齢者は冬になると、雪かきなんかは確かに大変ですけど、それのみではなくて他人との交流が少なくなる上に、気候も暗いですし、何となく暗い感じになってうつ状態の方が増加すると言われております。そういう中で、この前民生常任委員会と社会福祉協議会が意見交換をしたんですが、そのときに社協の方もシェアハウスの必要性を話しておられました。今後検討していただきたいと思うのですが、もう一度いかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 現在のところ、このシェアハウスについての希望を、本当にあるのかどうかということを経が問い合わせたところ、今まで1人だけあった。あの方は集団でというのはやっぱり嫌だと、気を使う。だったら施設に入るという方がほとんどということ聞いております。ただ、これはそういう団体でシェアハウスで生活するのは嫌だっていう、だからしないというんじゃなくて、問題はひとり暮らしのおばあちゃん、おじいちゃんがいらっしゃるの実は地区では大体皆さん知ってらっしゃるんですね。あそこあの家とあの家はひとり暮らしだっている。

問題は、我々がどうしてこれから地区に出て、智頭らしい福祉の世界をつくらうかということ、今までの福祉というのは町の福祉課が全部やってたんですね。以前は、まあそれでも町の福祉施策の中で住民に対するサービスというのは、それなりにできておったと。ところが、この近年になって国は福祉というテーマの中でいろんなことを、世の中が変わったからこうなさい、国はこういうふうに変えるよ、こうするよ、ああするよ。もう無責任に地方にいろんな施策を押しつけてくるんですね。そうしますと、正直今の福祉課のメンバーだけでは、到底仕事がこなせない。余りにも国の言うことがいろいろ言うてくる。

そうすると、国の言うことの施策を仕事をしようと思うと、住民に対するサービスというのができなくなるわけですね。決して町がサービスをしないんじゃなくて、ならば我々が地区に出向いて、例えば平尾議員の地区に行き、皆さんに集まっていたいただいて、地区でできることはどういうことが皆さんやってもらえるのでしょうか。そのためには、町としては決してサービスをおろそかにしようとは

思いませんが、本当に手が足りない。だから、その手が足りない部分は、有償ボランティアでもお金を、この地区振興協議会でもどこかにお渡ししますから、よしわしがおばあちゃんをちゃんと面倒みてやる、わしはあっちのほうだ、いやいや、例えば1年中独居老人で布団が春夏秋冬、大体のぞいたら同じような毛布着とんさるな、だったらおばあちゃん1回わしが洗濯してやろうか。それは別にその人が洗濯するわけじゃなくて、駅前に洗濯機があるわけですから、それにコインを入れればきれいになる。そういうことを行動に移していただく。そういう人に洗濯代とか多少なりのお金を出して、そして独居のおばあちゃんが快適に生活できる。

これもじゃあ役場がしろって言われても、なかなかそこまでいかないというのが現状なんです。だからこそ、できることは地区でお願い。どうしてもやらなきゃいかんことは、絶対智頭町が責任もってやりますからという、住み分けの時代に入ってきたと。これは、智頭町だからそういうことができるんですよ。パイが大きな、正直言って合併して大きくなったところは、絶対こういう福祉は手が出ません。だからこそ、小さなまちが東京にできない福祉をやろうじゃないかということで、今これからアクションを起こすところなんです。これは、元気な住民と町が手を組んで弱者を助けるっていう、これが福祉の原点かと思ってますから。

そういった意味で、地区の皆さんに理解をいただきながら、これから我々が出て行くということでもあります。そういった意味で、食の話も交えて福祉課も参加しますので、それから病院も参加します、それから社協も参加します。そういう中で、いろんな意見を皆さんと一緒にやりたい。そのためには参加してもらわなきゃいかん、出してもらわなきゃいかん。出ないで、そんなもん聞いてないとか何とかって言われると結構つらい面がありますんで、まず地区に出向くときには、じゃあ行ってみようやということを、ぜひ議員の皆さんも自分の地区のところは参加するようにお願いしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 余り詳しくはなくても、これからの社会は住民同士が助け合わなければ成り立たないということは、十分理解できます。今後、智頭町がそういう温かいまちになることを願いまして次の質問に移ります。

町長はいつも、太平洋の真ん中には町長も議会も要らない。町民がいらっしゃるから役場があるとおっしゃっています。職員が町民に信頼され、必要とされる

人材となるための研修を、職員研修計画に基づいて行われると聞いていますが、時々対応に疑問を持つ話を耳にします。1度の不満が役場全体への印象となってしまう場合もあります。自分の担当の仕事の知識を深めたり、接遇の研修など、どの程度行われているのか、お尋ねします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 正直なことを言わせていただくと、住民から見れば職員というのは、智頭町だけじゃないですよ、全国的に町民から見ると職員との乖離した部分があります。役場の職員は、という言い方をよくされる方がいらっしゃるんです。これは智頭町だけではありません、全国的に。職員は給料をもらっているのにとか、そういう言い方をされる方がいらっしゃる。

私はあるときにびっくりしたのが、「町長、役場の職員がなっとらんわ、本当に」「どういうことですか」と言ったら、「いや、大体なっとらんわい」「いや、じゃああんた余り顔見ないけど、役場に来たことがあるんですか」と言ったら1回も行ったことがない、と。ということは、要は現実がわからないで不満ばかり言う方というのはどの世界でもあるんですね。これは別に逃げるために言っているわけではありません。そういう中で、町の職員に対してというご質問であろうかと思いますが、これはとても大事なことで、今私が進めようとしている福祉、地区座談会も住民の方と町の我々がいかに心を1つにして、物事を進めていくかというのが大事なポイントですので、これは非常に大事な質問かと思えます。そこでお答えいたします。

平成23年3月に改定した「第2次智頭町人材育成基本方針」では、住民と行政が協働する「魅力あるまちづくり」を目指すため、職員の資質、能力の向上、組織力の向上を図ることとしており、本町の職員研修につきましてはこの基本方針に基づき実施しております。具体的な職員研修に関しましては、平成27年9月定例会において、平尾議員のご質問でお答えしておりますが、改めて回答させていただきます。

行政職員としての基礎知識を身につけるため、鳥取県職員人材開発センターの各階層に合わせた研修に参加しておりますとともに、1市5町で構成する定住自立圏での合同研修に参加させることで、幅広い知識の習得を図っております。また、業務遂行のため必要な専門知識の習得、能力開発及び向上を目的に、市町村アカデミーなどの各種関係機関などが開催する、専門研修や講座にも積極的に参

加させております。

町独自研修としましては、スキルアップのため県への職員派遣を、これからのまちづくり推進のための人材育成を目的に、島根県海士町や韓国楊口郡との相互短期派遣研修を、また民泊研修、それから森林セラピー研修など本町のまちづくり活動に、実際に触れる体験研修も取り入れております。また、新たな人事評価制度を平成27年度から導入し、あわせて、この制度の運用に向けての研修につきましても実施しておりますとともに、メンタルヘルス対策推進のための研修会も実施しております。

行政職員として、長くなりますけども、「職員一人ひとりが人権・同和問題の早期解消に向け、みずからの意識改革と変革を図り、小地域推進集団学習会でのリーダーとしての資質向上を図る」ことを目的に、「職員人権・同和問題研修会」を実施するとともに、その他の人権問題学習会などにも積極的に参加させることにより、職員の人権意識の高揚に努めているところであります。

このほか、連携事業としての鳥取大学への派遣や、宮城県南三陸町への被災地支援派遣、また、東京の企業と合同で実施する人材育成研修などに若手職員がみずからの意志で応募し、また百人委員会でも、若手職員がグループを組み提案した事業が採用されるなど、次世代を担う人材も着実に育ちつつあると、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 先ほど町長もおっしゃいましたけども、以前私がこの質問をしたときに、どれぐらい研修をしてるかという実績表をいただきましたら、年に1回以上研修している職員は3分の1程度でした。今お聞きしたら、そのときにお聞きしなかったいろんな研修が入っておりますので、積極的に研修させているとおっしゃってましたけれども、以前よりはよくなってるのかなと思いますけれども、できれば職務の状況もありますけれども、職員全体が年に1回くらいはさまざまな研修を受け、能力をアップさせてほしいと思います。

苦情を申すようですが一例ですが、昨年他町へ入籍をされる時、事前に家族の方が必要な手続を役場に尋ねられたそうなんです。そのときに、「こちらでは何の手続も必要ありません、向こうでしてくださるので」って言われたそうなのですが、実際には戸籍謄本や転出届が必要で、後日仕事を休んで書類を取りに来られました。もし、仕事が休めなかったり、転入先が遠かったりしたら大変です。

これ以後このようなことはないとは思いますが、責任のある対応を望んでおります。こういうことがある反面、社会活動の書類づくりとか、地域の要望の文書づくりなどを手伝ってもらって、とっても感謝しているという例もたくさん聞いております。

とにかく、町長もさっきおっしゃいましたけど、距離を感じると言われることが多い、町民と役場の間がより近づくことを願っております。先ほどの苦言もメールとして申し上げました。人材育成はトップの仕事と、町長はいつもおっしゃってますので、今後職員のスキルアップについて、もう一度町長の思いをお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かに私を含めて100点満点というのは、なかなかありません。しかし、町民のために我々はいるわけですから、町民のどなたに対しても無礼のないように、失礼のないように接するのが当たり前のことだと。ただし、私が言っておりますのは、町民の方でも中には本当にただ、何をこの方は言ってるのかなど、職員をいじめに来られたのかと思うような人も中にはあります。そのときには毅然とした態度をとれど。あとは私がちゃんと話すからということですのでしております。職員の中にもまだなれない職員がいて、そういう今おっしゃったようなことが、手続等々でミスがあったやもしれません。そういうことがないようにこれから注意をしますし、また課長を通じてでも各課にそういうことがないように注意を促したい、このように思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 行政のプロである職員と、町民がともに盛り上げていくまちづくりがより進んでいくことを願ひまして、私の最後の質問を終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、平尾節世議員の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の再開は12時50分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時25分

再 開 午後 0時50分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳永英太郎議員の質問を許します。



9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 午後が一番バッテリーということで、上のまぶたと下のまぶたが仲よくなりたくなる時間ではありますが、しばらくの間ご辛抱をお願いしたいと思います。

私は、大きく2つの質問をいたします。まず、人口減少対策についてお尋ねをいたします。この問題につきましては、これまでも数人の議員がそれぞれの観点から質問をしておりますし、私も一昨年、平成27年3月の議会で質問をしています。つまり、人口減少対策、少子化対策は国や県にとって当然本町にとって、最も重要な対策だと考えるからであります。少子高齢化の中で、将来高齢者を支えていく若者をふやしていくことは、何にも増して喫緊の課題であると考えます。このことは、このたびの第7次智頭町総合計画の中の「智頭町の現況について」でもはっきりと言っています。示されている年齢別人口分布図を見ても、その逆ピラミッドの形は平成27年から10年後の37年も、その形は大きく変わるものではありません。

前回の私の質問に対し、町長の答弁は「それぞれの集落が抱えている多くの問題がさらに深刻化する。重大な危機感を持っている。若い世代に魅力ある地域となるよう、子育て、教育、福祉とともに移住定住対策を引き続き積極的に進めていく」と言っています。この問題は、今日明日、はたまた1年や2年で結果が出るものでないことは当然ですし、いろいろな施策の積み重ねが結果として出てくるものだと考えています。先ほども言いましたが、本町にとって最重要課題の1つであるという思いから再度質問を行っています。引き続き粘り強く施策を推進されますことを強く要望するものであります。

このたびの総合計画の中で述べている人口減少対策、少子化対策についての現状もそうではありますが、現在の人口減少、少子化対策について今の現状についてはどのようにお考えか、町長にお尋ねをいたします。

あとは、質問席で質問いたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 徳永議員の人口減少対策についてお答えいたします。

総合計画及び総合戦略でもお示ししているとおり、人口減少をとめることは相当難しい状況であります。しかしながら、第7次総合計画でも記述しているように、町民それぞれが活気に満ちあふれた誇りあるまちづくりを継続することが可

能となる「幸せな減少」を目指しているところです。

平成27年の国勢調査の結果では、人口が7,154人で、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では7,000人を切り、6,000人台への突入となっていることを考えると、現在までの本町の取り組みが移住定住促進への効果があらわれていると確信しています。今後も、総合計画及び総合戦略を着実に実行していくことが重要だと考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 今町長が言われたんですけども、一昨年ですか、福祉座談会で回られたときにいただいたこの将来人口の分布図と、今回示されているこの第7次総合計画に示されている将来人口の分布図が、下のほうが多少変わっているんですね。ですから、移住定住対策の成果はやはりそれなりに出ているということは、私も感じてはいるんですが、ただ最近の現状を振り返る、というか見てみますと、本当に昔はどこの集落でも小学生、中学生がたくさんいて、子どもたちの声でにぎわっていた。ところが、最近は本当にそういう子どもたちを見かける機会が少なくなったんですね。小学校、中学生の子どもたちがいたとしても、その下を支えていく保育園に行っている子どもがいるかといったら、全くいない集落が結構あるんですね。こういう現状を見るにつけ、本当に智頭の将来これでいいのかなという思いが本当に強いんです、最近。

もう一つつけ加えて言いますと、昔はどの家に赤ちゃんが生まれたで、という話なんかもよく聞いたもんですけども、最近そういうどの家に赤ちゃんが生まれたみたいなことも本当に聞かなくなったんです。やはり、これは本当に今の智頭町のみならず、全国が抱える問題だとは思いますが、やはり智頭町が本当に将来的に安定してその町政をやっていくためには、やはり若年人口、小さい子どもたち、これがどんどんふえるような施策、それがもうすぐ何かということがわかれば、これは言うことはないんですけども、やはりいろんな施策の総合的な結果であると思いますので、そういうことを1つずつ積み重ねることが大切だと思うんです。

ですから、先ほどの町長の答弁では、それなりの成果は出ているというふうな答弁でありましたけども、私は言い方悪いですけどもこれで十分だとは思ってないです。ですから、まだあとでそれじゃあどういう施策があるかみたいなところで

またちょっと提案をしたいんですけども、そこらあたりをもう一度現状を、町長の近くを見た中で、どういうふうな素直な感想をお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これはおっしゃるように智頭だけの問題ではなく、この日本全体の大きな大きな課題であります。人というのは大きくとらえますと、どうしてもにぎやかなところにひかれていくという、そういう性質を持っているそうです。静かなところは行きたくない、にぎやかなところにどうしても人が流れる。

そういう意味では、日本の国という構図は東京一極集中的なもので、地方がだんだん人口が少なく疲弊していったと。その中にはいつも言っております、国の施策の中で、地方が疲弊するような施策をとってしまったと。これは、日本を復興させるために戦争に負けて、小学校、中学校を出た子どもたちを金の卵と称して、集団就職させて東京にどんどん運び込んだ。山から人がいなくなり、畑から人がいなくなり、田んぼから人がいなくなってきた。そういう中で、教育としても末は博士か大臣かというような、こんな地方にいてもだめだと。だから、東京さ出て、立派に勉強して末は博士か大臣になってくれというような、そういう教育すら横行した過去がございます。

今になって人口が減ったからえらいこっちゃと、地方創生という名の下でそういうかけ声はあるんですけども、そういった中で確かに人がいなくなれば、どんどん寂れてくる。これは限界集落と同じ傾向ですね。そうしたときに移住定住の策の一番大事なのは、本当に智頭町がまず幸せに見えるかどうか。智頭町の町民が幸せな顔色をしているか。それによって、遠くから見た人は智頭に惹かれたり、あるいはぎくしゃくぎくしゃくしているようなまちには行きたくない。拒否反応がある。やはり、まちの姿勢である。その姿勢をつくるのは、私ども役場の人間あるいは議会の皆さんであろうかと思えます。

そういった中で、先般もご承知のとおり、まず定住というテーマの中で若者が智頭町から離れるという話を聞いて、塩漬けになっておった土地を3カ所提供しました、無償提供。議論もありました。町の大事な土地を無償で提供するとは何事だというような声もありましたけども、やはりただかけ声ばかりじゃなくて、本気でやろうと思ったら、ある程度腹をくくらなきゃいかんということですね。

おかげさまでその3カ所は全部うまって、その若者が結婚して6人になり、6人が今度子どもが生まれて9人になり、ということですね。あのときもし見過ごしておいたら、恐らく若者は出たっきりで、智頭町の減少人口につながっていたと。

じゃあ、移住はといいますと、さてさて誰でも何でも来てもいいというものでもない。やはり、外から来るということはまず智頭町の集落のどこかに来るわけですから、せっかく平穏に暮らしていたところに、見知らぬ移住者が来てばらばらにしてしまうという例もいっぱいあります。また、移住してきて喜ばれて、そして溶け込む、そういう人もいます。そうした場合、智頭町の場合は来い来いばかりではだめだと。来てもらうためにはこっちも腹をくくろうということですね。

ですから言えば、これから皆さんに相談する機会があるかと思いますが、移住のための建物ですね、きょうも質問にございました。私は来い来いばかりじゃなくて、例えば建物は用意しましょうと。そのかわり本気で来てくれと。本気で来てもらうためには、20年住んだら土地・建物を提供しますよ、無償で。ということですね。それぐらい気合いを入れてやらないと、ただ出たり入ったり何だかよくわからん人が出入りしているだけでは、やはり本物にならないと。

そういう意味では、これから団地のほう、ゆめが丘の団地もこれをどういうふうにするかと。まだ、20区画ぐらい建物を建てるスペースがあります。これを土地を無償で提供するのか。あるいは土地を買ってもらって、そして建物をカバーリングするのか、いろんな手法があるかと思いますが。まちの本気度を出すことによって、よしじゃあ智頭というところに行ってみよう。そこまでまちが本気ならば行ってみようという、そこにならないと、この移住定住、国が掲げております移住定住なんてのは、そらごとに終わってしまうような気がしております。議員皆さんと喧々諤々討論を交わしながら、本気度をお互いがさらけ出して移住を求めるといふことであろうかと思っております。そういう気持ちで取り組んでおります。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） そうなんですね。日本全国の市町村にとって、本当にいろんな施策を引き合いに出して、移住者・定住者の取り合いっこなんですね。その中でどのような魅力的なまちにするかということは、ただ単に上辺だけの施策であってはいけないと思うんですね。ですから、本当につい最近の地元紙なんで

すけども、6月3日付ですから、出生数が初の100万人を割ったということで、これは全国的に少子高齢化がなおも続いているということなんですね。その中で今町長が言われたように、よそがやっているからじゃなくて、智頭らしい施策をとすることはやはり必要だと思うんです。

そこで、お尋ねしたいのが、この第7次総合計画の中でいう、先ほどもちょっと触れましたけども、智頭町の現況の中で7ページになるんですけども、はっきり言っているんですね。本町においても最も重要な対策は、将来高齢者を支えていく若者をふやしていくことです。グラフを見ると10年から27年の推移がありますし、そうなんですけども、若年層の負担が大きくなる一方なのに、じゃあ高齢者はどんどんふえていく。この現状で本当にいいんですかというのが、やはりどこの町村も抱えている課題だと思うんです。

だから別にきれいごとを言うつもりはないんですけども、その中で言っている移住対策と同時にUJIターンや、孫ターン等の施策が急務となりますというふうに、はっきり孫ターンという言葉が出てきたんですね。最近孫ターンという言葉があちこちで聞かれるようになりましたけども、町長お孫さんができて、お孫さんのかわいさというのは当然よくご存じだと思うんですけども。本町がここに言うところの孫ターン等の施策とは、まだ具体的なあれはないと思うんですけども、どのような施策を考えておられるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 孫ターンということでございますが、平成26年8月に国が実施した、「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」の結果では、東京在住者の4割が地方への移住を検討しており、その中でも30代以下の若年層及び50代の男性の移住に対する意識が高い結果が出ています。また、移住希望の理由として、「出身地や家族・知人等がいる」を挙げている方が比較的多いという結果が出ています。これらの結果を踏まえ、移住施策を行うには世代に応じた施策展開が、最も有効であると報告されています。

本町においては現在、子育て世代を対象とし、豊かな自然の中での子育て推進を都市部においてプロモーションを行い、一定の効果が出ています。議員にご提案いただいたように、孫を対象にした移住施策を進めることは、新規の移住希望者よりも地域に溶け込みやすい等のメリットもあると思います。さらに島根県の江津高校のように孫留学として高校生から、地方移住への意識づけをしている自

治体もあります。こういった中で、本町としては孫だけでなく、地縁関係者も含めた移住施策を継続して実施することが必要と考えております。

そのためにもまずは、智頭町に移住したくなる地域づくりをしっかりと行い、智頭町は魅力的だと感じる事が重要であり、現在進めている森林を最大限に活用した施策や、第7次総合計画の将来像実現に向けた動きを、着実に実行していくことが最も重要であると、このように考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 今、島根県の江津市の例が出ました。江津高校、校長が先頭になって、高校の存続危機をいかにして乗り越えるかということで、校長先生がいろいろ施策を練って、孫ターンに目をつけたというふうなことを私も知っております。確かに、お孫さんということで先ほど言われましたけども、地縁とか血縁があったり、あの家のお孫さんかということで、本当に地域に溶け込みやすいという特性があって、例えば高校生で孫ターンとして帰ってきて、一旦都会に出て働いてもやはり高校時代、学生時代を過ごした地元に戻りたい、帰って働いて地元の役に立ちたいみたいな、そういう気持ちはどうしても生まれてくるというか、そういう教育をされれば、本当に将来本町にとってもそういう大きなメリットはあると思うんですね。

今、島根県の江津市の例ですけども、鳥取県でも日野町の例があるんです。日野町は、孫ターンで独自の奨学金制度ということで、月1万円の奨学金を出しているということで、その月なんぼとかとは別として、やはり地域とかかわりのあるお孫さんが帰ってくることで、本町においては先ほどは江津高校の例でしたけども、本町においても智頭農林高校の例がありますし、先ほど言われたように智頭の持つ特性、森林を生かしたという意味では智頭農林高校というのは、全国にもまれな農林高校という名前もそれも特色の1つでありますし、売り方という言い方はおかしいんですけども、その1つになるんじゃないかなというふうな思いがしてるんですね。

日野町の場合は高校のみならず、町内に在学する児童とか生徒、小学校、中学校の生徒を含めて、新たに町外から引っ越してこられた家族の方にそういう給付金を出している制度、こういうのがあるということも1つの例として挙げたいと思いますし、それから大分県の豊後高田市になるんですけども、孫ターンの奨励

金ということで、両親のふるさとである田舎に帰ったときには、奨励金として1世帯あたり孫世帯を応援しましょうということで、町こぞって応援しましょうということで、奨励金10万円を出している。これは、別に金額にこだわることはありませんが、両親が生まれ育ったふるさとへ回帰して、そこで生活をする。若者子育て世代の定着を図ろうという、そういう意図があるんですね。

ですから、私は今回7次総に出てきた孫ターンという、これはぜひともどういう形になるにしろ、進めていただきたいなというふうに思っておりますが、先ほどの話では孫ターンやるんだということでしたけども、もう一度そこらあたりを町長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かに、孫というテーマの中で帰って来いということでありますが、よく考えてみますと、一昔前は親がこんな田舎にいるなど、東京さ出て頑張ってこいやと、いい就職して面倒見てくれやと、そういう教育。そのもう一つ前はもっと辛らつに、田舎なんか必要ない、末は博士か大臣か、そういうニュアンスの教育でもありませんけども、イズムが生まれた。

じゃあ今になって孫に帰ってきてくれと言ったときに、問題は仕事であります。智頭町というのはご存じのように93%が山林であります。あとは田畑。そうしますと、孫に帰ってこい、家はあるぞ。家は確かにあります。しかし、その孫たちにフィットする仕事があるかどうかということですね。そのときに1番の問題は、仕事という大きな壁にぶつかってしまう。これは、智頭町だけじゃなくて多くのまちがそういうことになろうかと思えます。そこで、当然孫にも帰ってきてもらって山仕事しようやと、あるいは畑しようやと、米つくろうやと、そういう誘いもあろうかと思えますが、いかんせん仕事ということに言われると、我が町はギブアップせざるを得ない場面がございます。

今思うのは、孫でなくてもその都会の人に、地方に行って林業がやりたい、あるいは農業がやりたいという若者も実はいるわけです。そこで、智頭町の場合の武器というのは、本当に林業がやりたかったらいらっしゃいと。もう思いっきり優遇しましょうと。ということになると、町有林を一部無償提供でもしますよ、そして技術を磨いて山でもどんどんお金にしてくれと。そして、智頭で結婚して子どもをつくって、そして無償で提供したその山が整備されれば、今度は今やっております林業バンクですね。わしも年だと、自分の山には行けない。長男も次

男も誰も出て行った、山だけが放ったらかし。じゃあそれを智頭町に安くで分けてもらえませんか。そういうのを東京からあるいは山を目指してくる連中に無償提供すればいい。

そのために今、グループで山人塾というのをつくって、まず山になれてもらおうと、都会の人を。そして、それから今度は自伐林家のグループに中に入れて、その人たちに無償で町有林を提供してお金にしてもらおう。私は、この智頭町を見たときにいろんな仕事の選択肢があるならばと思いますけども、なかなかそういう場面というのがないということが、今非常に頭を抱えておる。だから、せめて93%の山のまちですから、思い切って、本当に思い切って、山に来る人は無償、そのかわりプラスチックチェーンソーであろうが何であろうが提供するよと。それぐらいやらないとという、そのときの覚悟というものを持たないと、移住定住策には結びつかない、こんなふうなことを思っております。

もう一つは協力隊。我が家には今、協力隊終わって2名の方が智頭町に住んでくれております。こういう人も優遇して、よく住んでくれたという思いというのは、忘れてはならない。来てほしいときはどんどん来てほしいほしいと言うけども、いよいよ自分が独立して住むということになると、何となく疎遠になってしまう。これじゃあいかんということで、今藍工房、染物をやっておる若い女性、結婚されてますのでこれから子どもができると思いますけども、そういう人が逃げていかないような、そういうことをやはり続けていかなきゃいけないんじゃないかなと、こんなことを思っております。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 言われるとおりでして、孫ターンというのは移住のきっかけにすぎないんだということですね。その上で、課題としては仕事や生活面の支援ということが出てくる。確かにそうなんですけども、地域の魅力、智頭町の魅力を高めていくということが、それにつながってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそちらのほうもどういう施策でもいいですから進めていっていただきたいと思っております。

それでは時間がありますので、次の質問に移ります。私は昨年12月の定例議会において、運動部の部活動について質問を行いました。とりわけ中学校における運動部の持つさまざまな課題は、教育の一環としての側面を持つ部活にとって大きな問題であると考えます。少子化による児童生徒数の減少、専門性



を有する顧問教員の不足、教員の多忙化による指導時間の減少などは特に危惧するところですが、その質問に対し、「中学校の生徒数は平成22年度は221人から148人となったということですから、6年の間に73人も減少したということになります。ということで小規模校となった。この間4つの部を廃部した。専門的な視点から技術指導を行えるよう、運動部に2人の地域指導者をお願いしている」との教育長の答弁がありました。地域指導者という耳なれない言葉でしたが、それで運動部が存続できるならという思いでした。

しかし、いろいろ聞いてみるとその身分、任用等について位置づけは明確なものではありませんでした。そのような中で、3月15日の地元紙に「部活動指導員、学校職員に」という見出しの記事が目にとまりました。そこには、文部科学省は部活動指導員を4月1日から、学校教育法に基づく学校職員に位置づける省令を公布したとありました。まず、その省令についての認識、その内容等について教育長にお尋ねをいたします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 徳永議員の運動部活動指導員についてお答えをしたいと思います。

おっしゃるように文部科学省は、本年4月1日から学校教育法に基づく部活動指導員を、学校職員に位置づけるという省令を公布いたしました。しかし、この要因となりますのは、部活動が教職員の長時間勤務の要因の1つになっておる。教職員の多忙解消と負担感の軽減が大きな目的であります。このようなことから、中学校や高校で部活動の指導や大会への引率を行う部活動の指導員を、省令で位置づけたということであります。

全国的には外部から招いた人材を、部活の指導者としている学校は実際にはありますが、今まで法令上では立場が明確ではありませんでした。このため、土日に行われる試合では、引率者を原則教員に限るとする中体連であったり、また高体連であったり高野連であったり、こういうような大会主催者側の規定によりまして、部活動指導員は引率ができない。顧問の教員らが付き添っているというのが現状であります。今後は、中体連なども規定を見直して、引率が学校職員として部活動指導員の職務となって、部活動指導員のみで大会への引率が可能になる、このように認識をしております。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 今言われるとおりになんです。文科省の通達で県のほうに来て、県の教育委員会から本町の多分教育委員会にも届いていると思うんです。立場を明確にして、引率も可能になるということです。それで、身分的立場もやはりきちんと整理された、そういう立場になると思うんです。ただ、それを本町がどのように来年度以降取り入れていくかということは、まだどういう形で雇用形態なり、位置づけをするかということは、本町としてはそこらあたりは明確ではないと思うんです。そこらあたりは、来年度に向けてどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今言っておられるのは、部活動指導員ということでありますけども、このたび鳥取県では6名の部活動指導員が、非常勤の職員として配置するというような計画を持たれております。このような制度が今のところは高校対象ですけども、中学校のほうにもおりてくと予測されますので、そういう時点をにらみながら、そういう部活動指導員のポストについても考えていかないといけないと、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 高校が対象ということですが、文科省としたら中学校以上みたいな言い方になるんですか、そういうふうに考えております。他町がやらないからということでなしに、できれば本町が率先して、そういうふうな部活動指導員の育成なり、本町の子どもの育成につながるのであれば、積極的にその部活動指導員の制度みたいなものも取り入れてほしいなというふうに、そういう思いであります。

時間がありませんので、これで質問は終わりたいと思いますが、最後になりましたけども、本町の将来を背負って立つ子どもたちが心身ともに健全で、そして本町のシンボルである杉の木のように、真っすぐ大きく育ってくれることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（酒本敏興） 以上で、徳永英太郎議員の質問を終わります。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 私の質問は午前中、河村議員が質問された3番目の質問内容とほぼ同じで、運動器具を導入して、町民の健康増進を図ってはどうかと考

えています。河村議員の質問に対する町長の答弁は「運動器具を使った効果、有益性は認識している。しかし事故防止、適切な利用ができるか、また専門的な人を配置する上で難しく、現在は考えていない」ということでした。

また、6カ月前にも大河原議員が、運動器具を使うことにより健康寿命を延ばす有効性を語られ、本町に導入してはどうかということを一一般質問されました。そのときの町長の答弁は、運動器具をそろえても、使いこなしていただけるどうか心配され、導入に関しては消極的な答弁でした。

町長が今期、最も大きなテーマとしておられる「智頭ならではの福祉」というテーマを私も考えた上で、私が所属する民生常任委員会の視察以外にも、独自に調査を行い、運動器具に関して幅広い年齢層での有効性を確信しましたので、町長に提案したく、今回一般質問に望ませていただきます。町長に質問致します。町長は、この10年以内にスポーツジムに行かれたことはありますか。

後の質問は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 中野議員にお答えいたします。

この運動器具については、先ほど河村議員に、中野議員もおっしゃっておいりましたけども、質問でお答えしたとおりでございますので、あとはまあこれからお話を聞きながらご返事をします。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 先ほど質問したんですが、町長はこの10年以内にスポーツジムに行かれたことはありますか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 質問の意味がよくわかりません。当然私は行っておりませんので、行ってないことを前提にご質問なさっていると思いますけども、どういう意味でしょうね。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 鳥取市内に数カ所スポーツジムがあります。市内のとあるジムは、午前の営業開始から夕方手前まで高齢者の利用が多く、熱気がムンムンしています。この熱気ムンムンを体感していただければ、幾ら運動器具の有効性を言葉でお伝えしても、伝わらないかもしれません。私自身、民生常任委員会で運動器具を使った介護施設を見学して初めて、80歳や90歳の高齢者で

あっても、運動器具を使って体を動かすことにより、体力の維持どころか運動機能の向上につながっているということを知りました。

スポーツジムに行って初めて、どれだけ多くの高齢者が健康のためにスポーツをしているのかを知りました。まちのトップである寺谷町長みずからが、鳥取市内のジム及び運動器具を使った介護施設を見学していただけるだけで、きっと本町の福祉施策に変化が生じるのではないかなと思います。ぜひスポーツジム及び運動器具を使った介護施設をごらんいただきたいと思うのですが、難しいでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これ、見学は有料なんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 見学はほとんど無料でございます。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 行ってみるとおっしゃるんですが、実はまだ中野議員が議員でないころでしょうか。ひまわり会館に非常に器具を全部そろえた施設、3階だったかな、2階。器具を買ったはいいが、ほとんど使われなかったという、これは私もまだ町長になってなかったころかもしれません。非常にもったいないということがございました。

やっぱりお年寄りというのは、確かにお金を持ってる方はジムとか何とかいらっしゃると思いますけども、智頭町の場合はそういうお金を払わなくても、器具を使わなくても元気になってもらう、こういう思いが非常に強うございます。河村議員がいやいやそれは違うと、器具は別に高いものでなくても手をひねったり、そういうのがあるよというお話でしたので、そういうことであれば手短に公民館に置いてもいいかなというようで、またそれは見せてもらいたいと思いますが、この中で中野ゆかり議員の、私の手元には大人の遊具というのがあります。この大人の遊具というのは、どういう遊具を指していらっしゃるのかなと思って、いまだにちょっとよくわからないんで、その説明をしていただけますか。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 大人の遊具に関しましては、後ほど説明させていただきます。

先ほど町長が言われたのは、以前機械をそろえても使われなかったという思い

がおりだなど。この大河原議員のときから町長の思いが、器具は置いても使われないということで、洗脳されているんだなと思ったもので、ぜひとも今現在スポーツジムというのはどうなっているのかというのを実際見ていただきたくて、最初から質問させていただいているわけです。

では、運動器具を使うことにより、健康寿命を延ばす有効性について、具体的に紹介させていただきます。我々、民生常任委員会では、町民の方々が健康で長生きしていただくために、どんな方法があるのかを探るため、昨年3カ所のデイサービスセンターの視察を行いました。3カ所に共通する特徴は、運動器具を使用しているということです。運動器具のイメージとしては、スポーツジムにあるような器具を想像してください。そして、その効果は高齢者であっても、運動器具を使って体を動かすことにより、体力の維持どころか、体力や運動機能の向上につながっているということを知りました。

例えば、初めて施設を訪れたときには、つえをついて、すり足でゆっくりしか歩けなかった人が、定期的に施設に通い、運動器具を使うことにより、つえもつかず、普通に歩けるようになった実例の動画を何個か見させていただきました。立つ、歩く、座るといった基本的な動作が楽にできるようになるそうです。これはとても大切なことで、立とうと思った瞬間、足が前に出ず転んだり、家の中でもじゅうたんのわずかな厚みにつまずいたり、座ろうとした瞬間踏ん張りがきかず、支えようとした手に圧力がかかり、ひどいときには手首を骨折したりもします。

高齢者が転ぶということは、それがきっかけで寝たきりになったり、体を動かしづらくなり、重症化することにもつながりかねません。そうならないために、運動器具を使い体を動かすことはとても有効だと思います。この視察は、介護保険を使ったデイサービスですが、私の今回の一般質問は、介護保険を使わずに町民の方が元気で長生きしていただく1つの手段として、運動器具を使ってはどうかと考えています。

また、事前に告知した私の一般質問の内容を見られた方が、鳥取市内にあるとあるスポーツジムを紹介してくださいました。そのスポーツジムは、体力や運動機能の向上だけでなく、脳挫傷や脳血管障害など、高次脳機能障害や骨や靭帯損傷の早期回復が検証されていたり、子どもの成長期に起こる成長痛の緩和にも効果がある、自社開発の運動器具を使うスポーツジムのことで、実際行ってみまし

たので報告させていただきます。

伺ったのは、平日のお昼の3時です。このスポーツジムは国内はもとより、海外でも活躍されるプロのスポーツ選手も通われるトレーニングジムで、独自に開発された運動器具を置いておられました。伺った際、このジムを利用されている町民の方お二人と会いました。その方いわく、ひざが悪く、ここの器具で運動したら改善されたので、通っているとのことでした。この運動器具が智頭町にあったら、多くの方が元気になると思います。ぜひ、町内で使えるようにしてほしいと言われていました。1時間ほどジムの中で、利用者の様子を見させていただきました。すると、脳梗塞をされたであろうご高齢の方が、つえをついて片足をひきずりながら入ってこられたり、上半身を両手で支える器具を使うほど、お体が不自由な方が、介助されながらジムに入ってこられ利用されていました。病院や施設のリハビリでなく、このトレーニングジムに通われていたことに驚いた次第です。

帰ってこのジムのトレーニングマシンの機能を、ホームページで詳しく調べると、軽い負荷でのトレーニングであることから、心拍数が上昇しにくく、リラックスでき、体のバランスの向上やケガや故障の予防、早期回復、生活習慣病の疾患予防、子どもの成長痛などの緩和など、その効果は多岐にわたり実証されているそうです。また、先ほども紹介しましたが脳挫傷や脳血管障害など、脳の障害や骨や靭帯損傷の早期回復が検証されているので、病院や医療機関でも導入されているそうです。

本町の役場職員さんの中にも、このジムに通われている方がおられ、話を聞いてみると、「ジムに行くと、疲れがとれる。このトレーニングマシンが智頭で使えると、高齢者はもとより、役場や町内の企業の方の福利としても最高ではないかと思う。また、成長期の子どもの成長痛にも効果があるので、大人から子どもまで幅広い年齢層の方に喜んでもらえると思う」と言われていました。

いろんな企業がスポーツ器具を発売しているので、ここのジムのマシンに特化して進めることはできにくいと思いますが、今後ご検討いただけたらと思います。何はともあれ、町長が提案されている町民の福祉の充実を図るために、運動器具を導入するのはとても有効な手段だと思います。その点について町長のお考えを伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 何か器具の宣伝みたいなお話を聞きましたけども、私は否定するものではありません。恐らくその器具というのは、その体調によっていろんな器具があるということも承知しております。そういった中で、その器具は否定するわけではございませんけども、今まで申しましたように、ひまわり会館にあった、あるいは智頭にも温水プールの2階にもございます。そういうところに本当にどンドン人が行っているかという、それは調べておりませんけども、そんなにどンドン行っておられるような雰囲気でもない。

それからもう一つは温水プールですけど、例えばプールをつくります。じゃあ泳げと。泳げって行ってプールだけつくってあげても、本当にその子どもたちが早くタイムが出せるか。これはやっぱりインストラクターがいるからタイムが早くなったり、スピードが出たりということですね。

ですから、私の頭の中ではその機械、機械によって必ず使い道が違いますから、やっぱりどのジムにもインストラクターが必ずいらっしゃるということですね。そうなりますと、じゃあその機械をそろえても、本当に公民館にインストラクターを置いて、あるいはこういう脳梗塞のときにはこういう使い方をしましょう、あるいは足の悪いときにはこういう使い方をしましょうという、これは言葉ではわかるんですけども、ちょっといかなものかなという気がいたします。

ただそういう中で、午前中に河村議員からお聞きしました簡単なものがあると。ボケ防止とか、いろんなこと。そういう簡単に、年寄りには機械を見せると腰が引いちゃう。こんなもんに乗るんかいとか、こんな動くもんに乗るのっていうような、そうじゃなしに自分で簡単にやれる、そういうものが本当にあれば、何も拒否するつもりもないわけですし、当然それで元気になってもらえれば言うことはないということですね。

ですから、例えば本当に足が悪いとか何とかっていったら智頭病院がございませし、智頭病院もちゃんと療法士がいますし、そういう人にかかっていたりとか、いたずらに機械を添えてさあどうだ、おれは福祉をやったぞって言って、公民館にどんどこ置いて、それが最初は使われるけど、あとは放ったらかしになったという、そういうことは私はしたくありません。

そういった意味で、本当に本物の福祉という、機械にとらわれない福祉というのを私は頭の中で今想像しておりますけども、これから地区に出て、皆さんにこういう健康法もありますけどもいかがでしょうね、というようなお話もしてみた

いなと思います。機械のことは、ちょっと地区に出て話すことは考えておりません。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） とにかく見てください。本当に見てもらわないとわからない。町長の頭の中の先入観を取っ払うためには、見ていただくしかないなと思っています。

それで、この5月に議会報告会に議員全員出かけて行きました。私が担当した地区では、この民生常任委員会の視察の報告をさせていただきましたら、とても興味を示されて、このような運動器具で元気になるのであれば、取り入れてはどうかというような思いを持たれた方が何名かおられます。それに当たってはどうかしらいいんだというような質問も出てきたほどです。本当にまず興味を持っていただきたいなと思います。

それで、私は各地区6カ所にこのような運動器具を将来的に設置していただくというのが希望なんですけれども、町長が先ほど言われたように、6地区にどんと器具を置くことはちょっとリスクが高いと思います。なので、試しに1カ所希望する地区に、手を挙げてくださったところに入れてみる。導入してみて、検証するということから始めていただけたらなと思っています。この機械ですけれども、ほとんどの機械がリースが可能なところが多いです。いきなり何千万、何百万使って器具をそろえてくれとは言いません。まずはリースで試していただいて、本当に地区の人が利用しないのかどうか、試していただきたいなと思うんですが、そのようなお考えはないですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 地区で説明なさったら、非常に興味を示された方がいらっしやるとおっしゃいました。恐らく、中野議員の説明がうまかったから、それにほだされてすごいなおっしゃったかもしれませんし。それはさておきまして、別にかたくなに拒否するわけでもございませんし、要は町民の皆さんが健康で、そして長生きをしてもらって、なるべく病気にならないというのが大前提ですので、今のリースの問題等々研究はさせてもらおうと思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 議会報告会で視察の説明をされたのは岸本議員でござい



ます。本当に前向きに検討していただきたいなと思うわけなんですけども、検討はしていただけるんですか。全く検討すらもしていただけないのか、そのところをもう一度お願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 注文が出ましたので、まずは私はそういうジムに行けという指示命令と提案と、それからそういう器具を見なさいということ等々、それを1つずつクリアさせていただきながら、考えさせていただきたいと思っておりますけども。

また次の方の質問の中に、私の福祉に対する思いというものがありますので、そこで話しさせてもらいますけど、いずれにしろ、正直ちょっと運動器具に頼るといのはちょっといかがなものかなという気持ちは、何となく頭の中にどこかにひっかかっていることだけは事実です。それが、議員の質問と私の答弁にフィットしなくても、やはりちょっと誤差があるような感じがします。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） わかりました。まずは見ていただく。それがお願いであります。本当はできることなら3年に1度見直される智頭町老人福祉計画と、智頭町介護保険事業計画が今年度までの計画となっておりますので、今年度から計画をつくられると思うので、できればこの運動器具を導入した健康増進の検討ということも、この計画に入れていただけたらなと思っておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、大人の遊具ということですが、大人の遊具というのは言葉が変だったかもしれません。健康遊具のことです。学校や公園などにある遊具は子どもが使う遊具であります。最近、大人に限らないんですけれども、健康遊具というものが多く設置されております。

これは、ちょっとイメージがわきにくいかと思っておりますので、2、3紹介させていただきます。例えばベンチの背もたれの部分が垂直ではなく、丸い形になっており、座った状態でも立った状態でも背伸びができ、安全かつ楽に背伸ばしができるといふベンチがあります。

また、アルファベットのUの字を逆にした形のパイプに持ち手が数カ所ついてあり、そのパイプの中央に座った状態で持ち手を持つことで、脇や背中を伸ばすストレッチフープという遊具や、これ実際に座ります。ここのUの字があります、

Uの字のここら辺に持ち手があります。なので、こうやって伸ばすわけですね。という遊具や、大人の肩の高さを中心にして大きな輪があり、その輪の中に小さい輪があり、その小さい輪を片手でもって、大きな輪を沿わすことにより動かすと、肩の関節が大きく動く。ですから、このくらいの大きな輪があり、小さな輪があつて、輪を大きな輪に沿わせると、肩の関節が動かせるみたいな、そういうような遊具があるわけです。そのほかたくさんいろいろな健康遊具があります。

東京都大田区では、区内の4カ所の公園で、それぞれ毎月2回、健康遊具を使ったシニア向けの運動教室を開催されているようです。毎回、大勢の参加者が集まり大盛況とのことで、ホームページで動画も見ることができますので、ぜひご覧ください。運動教室は健康効果を上げるだけでなく、地域交流の場にもなっているそうです。運動教室参加者の平均年齢は75.9歳ですが、体力年齢は平均70.6歳と、実年齢よりも5歳も若い体力測定の結果が出ているようです。

このように、グラウンドや公園に健康遊具を設置して、健康維持や増進につなげてはどうかと思いますが、町長のご所見を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 最近、そういう大人向けの健康遊具というものがあるのは、何となくテレビで見たり新聞等々何となく感じております。その前に器具、機械等を設置する前に、まずそこに行くまでに歩いていくというテーマがあり、要するにまずもって、まず地区に出かけまして、皆さん歩きましょう、要するに一番ボケというのは足からくるそうですね、足のひざから。だから歩くこと。皆さんが本当に歩いている方は歩いてらっしゃいますけども、そんなに智頭町がこぞってみんなどんどん歩いてもらってるかなというところでもない。というようなことで、歩くことによってあそこまで行くと、ああいう遊具があつて、あの遊具をやりに行こうというならば、これまた1つ考え方が違って来るかもしれません。今、確かに大人のそういう伸ばしたり引っ張ったりする、外にある。それもひっくるめていろいろ考えさせていただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） ありがとうございます。やっという返事がもらえたかなと思っておりますが、結局私が各6地区に運動器具を設置するという思いの中にもそのことがありまして、各地区に行ってみますと朝・夕歩かされている方の多いこと。この方たちは、ほとんど1人か2人で歩かされているわけなんですけど、歩いてい

る最中というのは多分会話がないですね。なので、歩かれて運動器具及び健康遊具があるところまで行かれて体を動かして、それでまた歩いて帰ってもらうというのが、各6地区でできたらいいなという思いがありまして、今回健康器具と健康遊具を提案させていただいた次第です。ただただ、歩くだけでも健康にはいいんですけれども、目的を持って歩く、より体を健康にさせることの要素が加わることによって、より町民の方が元気になるんじゃないかなと思っております。

そして、質問2に移らせていただきます。

今回私の提案は、介護保険を使わず、住民がみずから意識して、習慣的に運動器具を使って健康増進につなげていけたらなと思っているわけです。本来、資格のある方を配置しなければいけないというような思いはおありかと思うんですけど、これは別に介護事業でもありませんし、スポーツジムの営業でもありません。なのでこういう資格を置かなければいけないということはないんです。ですけれども、運動器具を導入するにあたって、より運動効果を高めるためには指導者というのが肝心です。

高齢化が進む本町には、病院や介護老人福祉施設などで働く人の確保も今後も必要となるため、運動訓練指導員を育てていくことが必要になるのではないかなと思います。この運動訓練指導員というのは、次にお伝えする6つの国家資格のうち、いずれかを持っている人のことをいいます。1つ、理学療法士、2つ、作業療法士、3つ、言語聴覚士、4つ、看護職員、5つ、柔道整復師、6つ、あんまマッサージ指圧師というような6つの資格であります。

現在、本町では智頭病院で働く看護師を将来的に確保するため、看護師奨学金制度を設けています。それと同様、機能訓練指導員を今後育てるために、奨学金制度を設けてはどうかと思いますが、町長のご所見を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今おっしゃったような理学療法士、そういう養成校の設置によって、職員の確保がかなり、人数が足りないんじゃないかと、かなりよく集まるという、奨学金まで出してというよりも今学校が、そういう養成学校が設置されておりますので、今のところはそういうことはちょっとないと、そういう認識をしております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） なので、奨学金を積んでまでも人を育成しなくても、こ

の6つの資格者は集まるよということですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 現在のところはそうですね。学校ができておりますから。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） そうであれば、別に奨学金制度を設けなくてもいいんですけども、今後私が想像するのに希望的観測は、各地区6カ所に運動器具を設置するトレーナーが必要になるであろう、なってほしいという思いのもと、このような機能訓練指導員がたくさん育ってほしいなと思い、このような提案をさせていただいた次第です。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） ちょっとかみ合っていない部分があるかもしれませんが、要は機械から入るんじゃないなくて、そういうものも恐らく要望が出てくると思うんですよ。要するにこの智頭町全体が、そういう健康ということに皆さんが目覚めてもらって、まだ目覚めてないんですよ。これから、本腰を入れて各地区に行って目覚めてもらう。その中で、順次そういう話を聞きながら1つずつ整理をしながら、トータル的には智頭町は福祉というテーマに持って行きたい。

だからいきなりそれ機械だというのはちょっと早急かなと。だから、いいんですよ、いろんな大人の器具があるというのも承知してますし、そんなもの黙ってどんだんどんだん理解してもらえないうちにどんだん用意しても、何かこうひまわり会館の二の舞になるような気がしまして。そういう意味で言っておるんで、これから本当に福祉というのをテーマでやりますから、そういった中で、今質問いただいたようなことも頭の中に入れて、順次ケース・バイ・ケースでということになろうかと思えます。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） ちょっとやっぱり意識の違いがあるかと思うんですけど、健康に目覚めてないことはないと思うんですよね。住民の多くの方が健康になるために、ボケないために、娘や息子に迷惑かけないために、どんだけの方が運動されているか。本当ちょっとそここのところの認識も、町長と私とは違うと思うんですね。

なので、機械を置いたからすぐ町民の方が飛びつくかと言われればそうではないかもしれないですけども、まずは本当試して、試してください。1地区でい

いので。そうしたら、どんだけの方が来られるか。もうたくさん来られた暁には、6地区進めてくださいと大きな声で言いたいくらいなので、本当に町民の方は町長が思われている以上に、健康には関心があります。手先の簡単な器具どころじゃない、本格的に智頭町はこれをやるぞと意気込みが感じられないので、私がちょっと感覚、意識が違うなどと思って、ちょっと口ごもってしまうわけですよ。

とにかく言います。最初から言ってます。スポーツジム見学してください、まずは。それで、若いも若きも智頭町民が健康でいられるための福祉、これを進めていただいて、そのために若者が資格を取って、本町で働いていただき、福祉を支えていただく。こんなすてきな流れができれば、本当すてきだなと思うんです。町民の健康、若いも若きもですよ、それをトータルにできるのは、この器具であり遊具でありということだと私は思ってるんです。ぜひとも智頭町らしい福祉の1つとして考えていただけたらと思います。最後に町長の答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） だからやるんですよ、福祉を。やるんですよ、福祉を。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） はい、終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、中野ゆかり議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時20分です。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時20分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大藤克紀議員の質問を許します。

3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

まずは、地域通貨、本町で取り扱っておられます杉小判の運用についてお伺いいたします。正式なお金ではなく、特定の場所だけで通用する地域通貨の取り組みが全国あちこちにあります。我がまちでも、杉小判がそれに該当するのでしょうか。この杉小判を商店街だけではなく、地域の人々の間で使用することで、地域の人々のつながりを取り戻すためのきっかけになろうかと思っております。この仕組みを構築し、導入する考えはないのでしょうか、町長にお尋ねをい

たします。

以下は、質問席にて質問いたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大藤議員の杉小判の運用についてお答えいたします。

本町独自の地域通貨である杉小判は、「軽トラとチェーンソーで晩酌を」の合い言葉のもと、平成22年度に始まった「木の宿場プロジェクト」において、間伐材1トン当たり6,000円相当の杉小判を出荷者に支払い、これを町内の登録商店での買い物に利用するという仕組みです。

議員のおっしゃるとおり、地域通貨は人と人をつなぐ有効な手段です。木の宿場プロジェクトが始まったころ、商店の反応は「今まで買い物に来なかった山の人が買い物に来るようになった」、「山の人と話ができて楽しい」などと、まさに山と商店をつなぐという効果をもたらしました。

現在は、間伐材出荷者以外の町民の皆様にも杉小判を活用いただいています。昨年度から、各種健診受診や健康講座などに参加した町民にポイントを与え、ポイント数に応じて杉小判と交換する「健康ポイント制度」を始めており、今年度からは、町内で行われる地域活性化イベントに参加する団体を対象とする「地域活性化ポイント事業」に取り組むなど、杉小判を広く町民の皆様にご活用いただける仕組みに取り組んでいるところです。加えて、公民館事業、全国民泊マラソン、それから智頭農林業いきいき交流まつりなどの景品としても使われており、今後もあらゆる場面でご活用いただきたいと思います。

今後、例えば地域での福祉において、高齢者等へのお世話などの対価として杉小判を活用するなど、さまざまな可能性があるものと考えております。ぜひ、議員の皆様はもとより、町民の皆様におかれましては、杉小判を活用しながら地域を元気にするアイデアの提案や、実践に取り組んでいただければ幸いです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 答弁ありがとうございます。本町でも今おっしゃっていたように、健康ポイント等で与えられた杉小判を活用しておられるということですので、私もそういうのを知っておりますけれども、地域の中でやはり人と人とのつながりが持てるということは、これは正式なお金ではなくて地域通貨、智頭町独自で通用する通貨なので、ですので例えば町長もおっしゃってましたけれども、

じゃあ物々交換の世界で、じゃあお野菜をちょっとくれやと、じゃあそのかわりにおれが持っている杉小判をあげる。じゃあその杉小判を使った人がまたその杉小判を使っているんなものをもらう、そういう仕組みが僕の中ではやってほしいという思いの中であります。

そういうことによって地域の人々がつながりを持てる、大変今地域の中で人と人とのつながりというのが、なかなか持てない時代になってきている中で、そういう杉小判を通じて、こういう地域の人々のつながりが今後持てていけたらなという思いを持っておりまして。

全国的にこういうのが広がっておるというのを新聞等、インターネット等で調べてみますとありまして、神奈川県相模原市の藤野地区というところが、例を挙げますとやっておられまして、これは「萬（よろづ）」っていう地域通貨の呼び名をしておられるんですけども、例えば散髪をしてほしいと思ったら、そうして呼びかければ元散髪屋さんの方が散髪をしてくれる、そういうような人と人とのつながりができてくる。じゃあ例えば、子どもの本の読み聞かせをおじいちゃん、おばあちゃんがやってくれたら、その対価としてそういう地域通貨を代償として与える。そういうのがねらいでやっておられるということなんですけども。

地域通貨というのは、やはりその地域だけで通用するお金でありますので、なかなか正式なお金等で使うことができない、ちょっと違うので、商店街で加盟店へ持って行って利用するということができるかもしれませんが、それを智頭のまちの商店街だけではなくて、在のほうの肩たたきのお礼とか、そういうのも使うというような仕組みを構築して、人と人がつながりを持てるというのが大切なことではないかと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まさに、そのとおりでありまして、今ご説明しましたけども、もう既に各種健診受診やそれから健康講座に参加、あるいは健康ポイント制度、そういうのを杉小判を渡している。

今度、私も地区に出かけたら健康というテーマ、福祉というテーマの中で、例えばある地区が今ポイント制度で歩いている方、あるいは関係なく歩いている方、皆さんまず健康のために歩いてくださいと。歩いていただいて、歩いていただいたら、健康ポイントで杉小判を渡しますよ。今度は杉小判を受け取った方は、じゃあ今言われた野菜、野菜をおばあちゃん買うわ、あんたから。じゃあそのおば

あちゃんは、じゃあわしは肉屋に行って肉買うわ、ということですね。その歩くことによってポイントがつく、これはもう今やってることである。

それを本来ならば、例えば中野議員が今おっしゃった、例えばですよ、だったら地区ごとにやろうやと。山形はもう全員で歩け、歩けと、ポイントがもらえるぞと。その杉小判で議員から言われた野菜でもいいし、それからほかのものを買ってでもいいし、何か丸ごとみんなでやり出したら、今度は目的がいるなど。ただ歩くだけ、ポイントもらうだけ、だったらあそこまで歩いたら何か体操があるみたいよ。背筋が伸びるよ、つかまって伸ばすよ、というような器具があるよ、例えば。というような、そういう世界が本当にできるかどうか。それをお願いしなきゃいかんということですね。

ですから、今ポイントが年間聞いてましたら340万円ぐらい。ところが、これをみんなが町民の皆さんがよし、地区振興協議会で奨励して、歩いて歩いて行ったらポイントがもらえるし、ほかの人も助かる。それについて今度は我々が歩いたことによって、すごい遊具ができたよとか、これ本気度で使ってもらえるようなことを提唱したいなということです。だから、言われたことは全く的を得ている。我々が考えていることと同じである。

そういうことを、これから本気度で杉小判を使いながら、歩いて自分で健康になって、かつまたその杉小判をほかの人のものを買ってあげると。ほかの人も喜ぶ。じゃあわしはこれで野菜つくったくわを買うなとか、そういうことでみんながローテーションができるような、それこそがまさにまず一步の健康、健康なまちづくり、その上にそういう、それだけ歩くんならじゃあ中野議員が言われたそういうことも研究して、歩くだけじゃなしに背筋も伸ばそうよ、ああ気持ちよかった。そうすると、ほかの地区も何かわしらのとこにないだかといって言われれば、今度はつくらざるを得なくなってくるということでしょう。だから、そういうきっかけをきょう大藤議員は、きっかけの質問をしていただいたなというふうに思います。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） ありがとうございます。そういうことを根本に町民が1地区だけでなく、智頭町全体6地区ありますけれども、そういうつながりを持っていて、そういうきっかけのもとに杉小判というものを活用していただいて、福祉、町長がずっとおっしゃっておられます町民福祉の原点、先ほど町長が提案さ



れましたけれども、そういうのを含めた中でやはり杉小判というものを、皆さんがもっともっと知っていただいて、先ほども申しましたけども、昔あった物々交換というのが原点ではないかと私は思っております。そういう昔は物々交換をして、皆さんがそこに集まった中で、うちはこういうもんがないから、じゃああなたに頼めませんか、町長がおっしゃったように、そういうのがきっかけで地域の中のつながりというのが、保っていたのではないかと感じておりますので、そういうことを根本に念じまして、今後の取り組みをもう一度お伺いいたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今言ったとおりでありまして、言えばご質問いただく順番がちょっと、中野議員が後のほうがわかりやすく答えられたかもしれません。ちょっと順番が狂ったような感じがしますが、いずれにしても健康というテーマで、私も気合い入れて町民の皆さんのところに出て、地区ごとというのは、なぜ地区ごとにしたかという、実は、学校一挙に6つある学校を1つにしました。そのときに私が忘れられないのは、かなりの反発、抵抗がありました。学校統合すると、この地区が寂れてしまう。子どもの声が聞こえなくなる。かなりの人からおしかりを受けました。

しかし、今はどうでしょう。今は地区がこぞっていろんなテーマを出して、自分たちで自分たちの地区は学校を中心にして、その学校に魂を入れようと今なさっています。非常に地区がすごいいい方向に動いております。だからこそ、じゃあ今度は地区として、福祉というテーマで皆さんもう一回考えを新たにして、地区の福祉というものをやりましょうということですね。それがあから地区を重視した福祉をやりたい。だから歩くのも杉小判も全部リンクしてやる。それが今度波及してほかの地区にもというように、そういうことで、町全体が福祉のまちという、そういうスタートです。スタートがないとできませんから、そういう意味で地区というテーマを上げております。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 説明ありがとうございます。そういうのを目指して今後頑張ってくださいますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、読書通帳の発行について教育長にお伺いをします。

読書通帳についてであります。図書館の利用者数は2013年816人、2015年889人、2017年990人と徐々にふえ続けてきてはいますが、まだ

まだ低い数値であろうかと思えます。子どもの読書離れを防ごうと、借りた本の履歴が貯金通帳のように記入されて出てくる、読書通帳機を導入する図書館が全国にも広がってきております。いつ、どんな本を読んだのかが、記録に残すことができ、読書の意欲を高めてもらうのがねらいだと思います。新図書館が建設されるに当たり、図書館を考える会からも要望書が出てきておりました。学年が進むごとに読書離れが進む傾向にある中、効果が期待される読書通帳の導入について、教育長の考えをお伺いします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 大藤議員の読書通帳の発行について、お話をしたいと思います。

議員提案の読書通帳のシステムについては、現在のところ智頭図書館では取り入れておりません。読書の履歴が目に見えて記録されていく読書通帳は、子どもたちをはじめ図書館利用者の、本に親しむ習慣や読書意欲を促すものと考えますが、既製品といたしますか、流通している市販のモデルでいくと、このシステムは1社により商標登録をされており、システムやサーバーでの互換性、今使っている智頭図書館との互換性等の問題が考えられますし、それから読書通帳機は1台が500万円とか、そういう多額の経費を伴う上に、この通帳自体も数百円というような費用もかかるため、全国の図書館にあっては注目はしておりますけども、導入には慎重になっているようです。

今後、このようなICTを活用した図書システムについては、どんどん普及してくるものと思われますので、新図書館の整備に向けた1つの提案として検討してまいりたい、このように考えます。

先ほど議員の言われたように、子どもがだんだん大きくなると読書離れが進むというのは全国的な流れのようですけども、智頭の子もたちにあっては、特に保育園それから小学校、中学校、このあたりはすごい読書の普及率といたしますか、意欲が見られます。大人の読書意欲向上という課題はありますけども、新図書館に向けた1つの提案として検討してまいりたい、このように考えます。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 教育長の答弁の中にもありましたけども、文部科学省はそういうICTを情報通信技術を活用して、そういう読書意欲の向上に努めておるというお話がありました。先ほどの教育長の答弁の中にも金額的な答弁がありま

したけども、私も調べたところ1機そういう500万円程度の機械の導入、通帳に関しては数百円というような経費というか、それにかかるというのは存じておりました。

しかしながら、新図書館をこれから建設されるに当たり、そういうのを含めた中で検討委員会の31名でしたか、そういう中でもう一度ご提案いただいた中で、検討していただいて、子どもの読書意欲というのは先ほど教育長がおっしゃいましたとおり、かなりあるということですが、図書館の利用者数を考えてみますと、大人の読書意欲というのが年間で1,000人もないというような現状を考えますと、やはり読書意欲を向上するために何をどういう措置をしたらいいかというのは、なかなかわからないですけれども、教育長はどういうお考えなのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほども申しましたように、大人の方の意欲の向上、この部分が今後の課題であろうと思います。子どもたちは必然的に年を追うごとに大きくなっていくわけですから、その子どもたちが育つ部分については、心配はないと思いますけど、今大人の方がどう向きにかかわっていただけるか、この部分が課題であろうと思います。子どもたちの姿を見ながら、特に保護者の皆さんは、読書に最近関心を持っていただいておりますけども、特に高齢者であったり、いろんな大人がおられるわけですが、仕事を持ちながらですね。こういう方々に図書館であったり、読書であったり、そういう部分が今後の課題であろうとは思っております。

なお、智頭図書館では今は、そういう読書通帳のシステムは導入はしてないんですけども、毎年10月末から11月読書週間の期間をもうちょっと膨らますような感じで、スタンプラリーを実施しております。一昨年は250人、昨年は211人、こういうような方々が10冊読んだら1つのくじ引きみたいな、そういうことができるということで、ですから昨年でいうと2,110冊以上がその期間に読まれているということでもあります。

というようなことで、いろいろ作戦を練りながら、図書館の利用促進に努めているところですが、今後新図書館の整備に向けましたら、また新たな展開といたしますか作戦を練りながら進めていかなきゃいけないと、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 教育長のおっしゃることはわかります。やはり、大人の読書離れというか、意欲がないというか、どういう表現をしたらいいのか、我々を含めた中で、我々も本を読むというようなことは、例えば本は薦められて購入するけれども、ああ大儀やなというような感じで読み逃していることが多々あると思います。そういう方が全てではないと思いますけれども、読書が好きで好きで本当に毎日本でも読んでいるような、うちのおやじみたいなのもおりますけれども、そういう方向に向けて、今後の図書館のあり方というのを検討委員会を含めた中で、やはり考えていっていただけたらと思う次第でございます。

実際に、その通帳制度を設けられて、本当にこのシステムを導入されて読書に対する意欲がふえたという実例等もありますので、今後そういう方向に向けて活用というか導入をもう一度検討委員会等で提案していただけたらと思いますが、教育長どうですか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） このシステムを入れたおかげで、読書が倍になったという市町村もあるようでございます。この1社だけのシステムがいいのかどんなかということは別にして、そういうような読書を促すような、特にICTを活用した部分で進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（酒本敏興） 3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 文科省もこうやって推薦しておられるわけですので、本町もぜひそういうシステムを導入していただいて、新しい図書館建設がなされたときには、本当によかったなと思われるような、建設がなされたらなと思いますので、これを要望して私の質問を終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、大藤克紀議員の質問を終わります。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 昨年12月定例で大麻栽培について一般質問をして、半年が経過しました。前回の質問のとき、町長は「この質問は生傷をえぐられるような質問だ」という答弁がありましたが、今回古傷もいえていると思いますが、また今回の質問で少し思い出すかもわかりませんがお許してください。

この間、大麻事件については執行部からは1月10日に1回説明を受けた後は、

議会運営委員長から執行部より聞いた説明を間接的に聞くという状況で、知りたいことが十分に聞けない状況が続いています。町内を回って、町民から話を聞く際にもこの話がよく出て、特に補助金返還の後始末がどうなるのか、誰も責任をとらないのかなどに関心が高いと感じられました。そこで再度、この大麻事件の現状と、今後の方向性などを前回の質問の答弁などを確認しながら質問いたします。

あとは、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 岸本議員の今質問の中に、何を質問されたかちょっと具体的になかったもので、席で質問されるということですので、席のほうで私も答えさせていただきます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 通告しているとおり、この1番に農地の復元等補助金返還についての現状はと、うたってますので町長についても十分承知の上だと思って、現状についてという表現で今させていただいたところですので、この現状というのは補助金返還と農地復元の状況についてということで、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） はい、わかりました。農地の復元については、ほ場内の排水処理を目的に深掘りをした箇所への復元について、その方法や経費に係る検討を調整しているところであります。できるだけ早く復元できるよう、今後も引き続き指導に努めてまいります。

補助金返還については、返済可能となる資産情報の提供と、それらを踏まえた上での返済計画の作成を依頼しております。計画が作成され次第、可能な範囲で少しずつでも返済するよう、引き続き督促及び協議を行うこととしております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 農地の復元やこの補助金返還については、当然被請求者の方から意向ですね、そういうものが出ているようなことも議会運営委員長のほうからも聞いてますので、もう少しそこら辺具体的に。例えば、農地返還は自分ですのか、業者に依頼するのか、そこら辺について何か町長等も様子を聞いていますので、もう少し詳しくお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 農地の返還、復元については、これは町がするものではありません。当然、本人がその農地の方との話し合いの中で、返還あるいは復元をするという話であります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 責任の関係というのは、そういうものであります、町としてどういうぐあいにするんだという、多分意向を尋ねていると思うんですね。そのときにどんな回答が返ってきたのか、そのことをもう少し具体的にお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本人が所有者と話し合っ、復元可能ということで、本人が業者に依頼して復元を依頼するという、まず業者に依頼するという話であります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 地主としては、早急に元の水田ができるような原状回復というのを願っているんですが、もう一つ今、問題として、この大麻の種子が落ちて春になって発芽をしていると。その一般の人がそれについて手が出せないという状況だと。以前の説明では、町は県と相談しながら対応をしていくという話で、その農地の復元をもし今年しようと思っても、今年そういう着工ができるのか、その辺についてはどうでしょうか。とりあえずこの1年はそういう生えてくる種子の芽ですね、そういうものをしっかりやるのが先だというような状況なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 春になりました、雪が消えました。今まで2回現地で県との立ち合いで町の職員も出て、こぼれた実が発芽しておるというのを掃除をいたしました。これが完全に消えるということでない、簡単に復元ということは難しいと思いますので、そのあたりは持ち主も理解して、すぐやれというほどのことでもない、これは話し合いによって可能なときにそういうことを実行するというものであるかと思えます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 生えた、発芽した大麻については県と町とが協議しなが

ら処理していくということなのですが、当然今後もそれが生えてくるという可能性があるので、その間はこの農地というものは、とりあえず現状のままで様子を見るという状況なのか。それとも、ある程度半年ぐらい経ったら持ち主が耕作できるような形になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 持ち主は今のところは、復元してほしいという要望があるように聞いております。しかし、持ち主も発芽するおそれがあるというのは知っておりますから、すぐやれすぐやれということはない。県と町が、これでもう種も発芽しないということになれば、今度は本人とそれから持ち主との間でそういう話し合いがなされると。それまでは、発芽はきちっと県と町が管理するというようにしております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） あその八河谷地区の大麻を栽培した農地については、中山間地事業に参加しているところだというぐあいに聞いていますが、当然本来なら田んぼの機能を生かして、何かをつくるという条件といたしますか、そういうことをしなければならぬんですが、今の状況はとりあえず特殊な事情で、違法性な大麻が生えてくるのを処理しなければならないので、とりあえず町と県が様子を見るという、それももう発芽の心配がないだろうということを確認してから、元の農地としての利用をするという、そういうスケジュールといたしますか、予定としてはそういうことになるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今違法性とおっしゃいましたが、検察庁等々で、県が認可して町が責任を持ってそのエリアを管理するという中では、違法性な大麻は見つからなかったそうです。ということですので、違法というのはちょっと議員の勘違いじゃないかなと思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） ちょっと表現に行き違いがありました。これが許可された大麻であっても、要は手が出せるのは許可を受けた者でないとできない。今回は、特別に行政が代執行するというような形で多分処理してると思うんです。だからその処理が、発芽のおそれがないと見きわめたら地主の方に今後耕作をしてくださいという形になるのか、その辺の様子ですね。多分、地主の方もそうい

うことが知りたい部分があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今申しましたように、地主も発芽がするような危険なところをすぐやれということはおっしゃってないようですので、まずそのきれいにこれで発芽しないというまでは、今の状況で2回発芽したのをもうほとんどないように聞いておりますけども、そういうきちっとした最後まで見届けて、それ以後は本人と地主との話し合いということになると思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 当然そういう心配がなくなってから、田んぼとして使おうと思っても、もう一つのあれは深く溝を掘っておって、水田として使えない状況になってるんで、まずそれがまた復元していかなければならないという課題が残ってるんですが、地主としては町が進めた事業ですね、それに協力をしたという部分もあるので、そういう協力をした地区の方が不利益をこうむらないようなことも、やはり行政としては考えていく必要があるのではないかなという気がするんです。

今後、上野氏が復元することにしようと思っても、実際金銭面とかでできないときにそういった不利益だけが残るということは、何か町民にとっては協力をした八河谷の人にとっては、何と言いますか、納得できない。最後には行政が代執行みたいな形も考えられるのではないかなという気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） あくまで本人とそれから地主と間の契約ですから、当然本人と地主という中で、本人もそんなもん知らんとは言ってません。できる限り頑張って復元できるような、そういう業者に見積をとったり、そういうことをしたいということで、今現在進行しておりますので、それを今言われたような町が早くしろとか何とかかんとかって言うんじゃないなくて、きちりきちんとしたスタンスで見守るというスタンスを持っています。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） もう一つ、補助金返還、大きな金額ですね。県が約400万、町が239万という合計639万、約640万の補助金返還を町としてはしていただかなければ困るという状況ですが、この部分については現状はどう



为什么呢。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 補助金返還を本人は責任を持って、本人に対応するのが建前ですから、その上で状況に応じた必要な対応を検討していくということですが、今のところは本人は知りませんとは言っておりません。でき得る限りの努力はということをおっしゃるので、そのあたりの様子を見ながら、今のところは見守っておるといふことではあります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今のところは本人は返す努力をするということ、それを信じるしかないという立場に立たざるを得ないと思うんですが、もう一つ町民サイドから見て1つ心配するのは、例えば次の通告の質問等を書いておられますが、負債をよう払わないので自己破産手続的なものをされたときには、町としては多分対応がとれないのではないかなという気がするんですが、もしこういう手続をとられたときには、町としては対抗手段がないということになるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今のところは、本人も何とか工面してというようなことをおっしゃっています。破産した場合のことを考えるよりも、まずは本人が責任を持って対応するよう、今後も町としてはそういう指導・監督を行っていきたいという思いを持っております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 現状は、そういうスタンスに立たざるを得ないということではありますが、もう一つやはり確実にその農地の復元、補助金返還を確実にするという意味も込めて、担保措置といいますか、例えばよくお金を借りるときには保証人をつけるとかという仕組みも一般的にはあるので、今回のこういう補助金の返還について、例えば親族の方に保証人になってもらうというような形も考えられるのではないかなという気がするんですが、そういうことを先方に町としてお願いというか、そういうことはできないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まずは、本人が何とか少しずつでも返したいということをおっしゃっています。まずは本人が責任を持って対応するというところに私どもは重点を置いて、その上で状況に応じた必要な対応を検討していくということであり

ますので、現在はそういう本人がブルドーザー、機械ですね、そういうものを売却したりというような案も出しておりますし、そういうものを糧にして少しずつでも何とかしたいと、返したいということを申しておりますので、それうそだろうということはこちらとも言えませんので、これは状況を見ながら必要な対応を検討していくということです。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今町長のほうが持つてる資産を処分をしてという、そういう案もあるということですが、この補助金等でそういう機械ですね、そういうものを購入したという実態というのはあるんでしょうか。その処分をする機械が補助金等で導入されたというような、そこら辺については現状どうなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） その機械の出どころは、ちょっと課長に説明させていただきます。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 補助金の中には、大型の機械はございませんが、資産となる何百万程度の機械はあるというふうに認識はしております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 当然それも含めて補助金で導入しているのであれば、当然町としてはそういうものも処分して、補助金の一助にしてくださいということは、指導できる立場にあると思うんですが、今現在そういうこともあわせてやっているということによろしいんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本人のほうから申し出がありました。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 当然それだけでこの補助金返還の額が賄えるとは到底思えないので、そういう意味も含めて担保措置というのはなるべく補助金が全額返ってきて、町が被害を受けるということは一種の町民にとっても被害ということになるので、町が不利益をこうむらないように、なるべくそういう担保措置も含めて検討していただきたいというぐあいに思います。

次に、私が今これまでの事件が起こった経過から見てちょっと不思議だなと思

うのは、行政からの説明がやはりほとんどないということが感じられるんですね。議会には今言ったように時々情報が入ってきます。前回の私の一般質問の中で、例えばそういう補助金返還が返ってこないことも予想されるので、そういうことに対して本当は説明したほうがいいのではないかという質問したときに、町長ははっきり「町民には説明をいたします」ということを申しているんです。

そして、その後でもまだそのときには結審なかったもので、どういう決着が待っておるかは別にしまして、これを粛々と真実が明らかになるのを追って、それぞれ謙虚に説明し、町民の皆様にもこうべを垂れていくというようなことも言っていますので、やはり町民としては現状がどうなっているのか、どういうぐあいに町としては今回の事件を反省材料といいますか、反省する部分がどうなのかということも含めて聞きたいという要求がある。冒頭にも説明したように、町民としてはまだまだこのことについて、多くの関心を持っておられますので、そこら辺はきちっと説明をしたほうがいいと思いますが、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 6、7カ月になりますかね、当時は本当に突然のことで、我々も驚いたと。何が起こったのか、皆目見当がつかないという状況下で事が進んだわけであります。

それで、徐々に真相がわかってまいりました。新聞等にも出ましたけども、知事が認可した、認可権を持っていますから、知事が認可したこと。それを受けて町が県と一緒に、このエリアで管理をしますということで、防犯カメラあるいは錠をかけて柵をつくってスタートしたわけであります。非常に最初は知事も勇気を出してもらって、認可権を持っているということで、全国的にこれは耕作放棄地等々それから昔あったものをもう一回よみがえらせて、これはすごいことになるという羨望のまなざしで、当時はいろんな新聞等々に出ました。

途中、私もちょっと気がかりなことが少しずつ目についたんで、本人に講演なんかくるんですね、どんどん。というのは、全国で初めてですから。県が正直、県がだめだと言っておるのを知事に認可権があって、知事が認可した。それも行政に対して、私を信用して上野本人に認可している。そうすると、非常に行政がかかわったということで、センセーショナルな話題になりました。

最初から少しして、八河谷で大麻祭みたいなことを1回やりました。そのとき

に、何か非常に異様な感じがしまして、彼にはこういう祭りは2度とするなど注意をいたしました。そのうち、全国的に珍しい事例ですから、いろいろ講演が舞い込んでくる。その講演もかなり彼も有頂天になったような感じが見受けられましたので、彼にもう講演はやめろと、粛々と栽培に向けてやれという指示を出しました。そういうことを踏まえながら、ある日突然事故が起きたわけです。

私も正直言いまして、これは大変なことになったと。知事にも顔向けできないし、町民にも顔向けできないと。これは辞任するしかないなということを考えました。しかし、結果的に検察庁がそこに入って産業大麻ですから、それを1本ずつ立ち会いのもとで処理しました。その処理も1本1本ですから、かなりの量になって、それを町の鍵のかかるどこかに保管してくれという要請がございましたけども、智頭町にそれだけのたくさんの大麻を保管するところはないということで、また知事にお願いして何とか県のどこかないかということで、知事からわかったと、じゃあどこそこに鍵のかかるところを用意するというので、要は検察庁がその管理・監督したところから産業用ですから大麻は関係ない。もし、大麻がそこで栽培されておるんじゃないかということを調べるためにやったんですね。ところが、一切出なかったということが判明いたしました。

今度は県と国との、県も報告しますから全て逐一、その中で結果的には出なかったという中で、国はこういうことを言ったそうです。「これは知事の認可権には認可しても、妥妥にきちっと管理されておるところから出なかった」、外からこういう、彼が捕まったというのは、外から誰かにもらって吸ってしまったということが裁判で決着がついたということは、これは不可抗力だと。これは正直言って知事にも、あるいは智頭町に対してもこれは気の毒な事例だと。もし出れば、そのエリアの中で出れば、これは大問題ですけども、じゃあ一歩外に出て365日彼を見張ることができるか、それが可能かどうか。これは誰が考えてもできないことであると。ということになれば、これは責任はないとは言わないけれども、智頭町は非常に気の毒だというコメントがあったそうであります。

そういった中で現実には、これはもう裁判所がきっちり調べてますから、あの中には町が管理する中には1つもなかったということで、結果的には私も365日彼のそばにいるわけにはいきませんし、別に逃れるわけではありませんけども、そういう状況ですので、今まで事が起きたときには広報とか、防災無線で町内の方にもおわびしましたが、今そういう責任の有無というか、反省の云々というの

は今私が言っていることしか言えませんので、町民の皆様に実はこういうことでした、ということは何か言っても真実を言わなきゃいかんわけですから、何かそんなことを言うのかなという思いが実はしております。

でありますから、現時点では町民の皆さんに、管理しているところからは一切出ませんでした。これは国も言っているように、これは本人の責任で、365日管理はできないねというような話があったということまで、説明する必要はないなと思っておりますが、皆さんが私に対して個人的にでも説明しろと言われれば、個人的にその聞かれた方にはありのままのお話をするということでもあります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 町長はその責任の部分については、そういうぐあいにとらえているということです。

一方で、これは新聞に出てる記事ですね、厚生労働省が大麻の危険性を訴える冊子というもので、見出しには智頭の大麻反面教師、地域おこしを隠れみの、これは事例を同町でのこの事件が同一かどうかは明らかにしてないが、ネットで大々的に栽培をアピールしたが、正体は大麻愛好家。全国の愛好家が集まり、嗜好目的での大麻所持が発覚し、摘発されたというぐあいに記載されているんですね。

そこが智頭とは言っていないが、智頭を1つのあれにしてということで、町長が先ほども言われたように、大麻祭したときに危険性を感じたという部分が、多分こういうことも含めての危険性だと思ってるんです。よく地元の八河の人に聞くと、何かやっぱり一見してこれはおかしいとか、普通の人ではないと思われる人がよく来ていたというようなことも言ってますので、こういう大麻という言葉が持つあやしい魅力ですね、危険性、多分そういうものがこういうことを引き起こしたんだと思うんですが。

結果としては、やっぱり町が640万近い補助金を返還を求めざるを得ない状況が生まれたと。よく行政は結果責任だということを言われますので、その町長が法的に管理されているところから出なかったから、今のところそこについて責任の有無を町民に説明する必要はないという。それは町長の判断でよろしいんですが、それで果たして町民がこのことについて納得をされるのかなという部分で、私はあえてそういう部分もしっかり説明をしておいたほうが、町長としてのこれからのいろんな行政についての、町長はよく行政いろんな部分については、最終

責任は自分にあるんだということを言ってますので、町がこういうぐあいに補助金返還でもし損害をこうむるような事態があったら、やっぱりそのことについてはしっかり町民に説明をするということが、私は妥当だなというぐあいに思ってますので、再度その辺について、現状ではそういうことを説明する必要があるのかないのかも含めて答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今、進行形であります。本人とのそういう折衝を、お話ししたようにやっております。ただ、私が今ふと思いましたのは、非常に町民、町民という言葉が出ました。その中で、議員がこの議会で質問したところ、町民に説明する責任はないというような単語をポンと出されると、知らない人はちょっとえっという、7カ月前のことでもありますけども。

そうじゃなくて、今折衝している本人と折衝しているそういう中、それから落ちこぼれたものを拾ってきれいにする、そういう作業をやっておる。それから、一方では管理しているところから出なかった。新聞はどンドンどンドン先行して書いてますからね、テレビでもそうでした。ですから、現実というのが今はっきりわかっておるわけであります。

だから、別に私は責任を逃れようとか、云々ということはみじんも思っておりません。これが返還できるような手続を今、粛々とやってる最中でありますので、殊さら本来ならば、議員はもっともっと大麻の話をどンドン町民にというお話でありますけども、今は粛々とそういう作業に当たり、そして現実には管理のところから出なかった。

しかし、私に責任がないと言おうとは思いません。町で起こったことは全て私の責任でありますから、しかしこの責任はまだもう少し結論的なものが見えないと、ちょっと今進行形ですから、そのあたりはご理解いただいて、やみくもに町長は町民に説明する責任はないんだとか、そういう言葉は慎んでいただきたい、このように思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 進行形だから、町長としてはまだ結論が出てないから説明できないんだという、そこもそういう理由というのも理解できる部分はあるんですが、町民としてはじゃあ現在がどうなっているのかがわからない状況ですね。だったら今、町長が説明しているようなことを、何かの形で町報でも含めて説明

をすれば、町民のああ今こうなってるのかということがわかるだけでも、私は大分違うと思いますので、何もそれがその結果の全部の結論が出てからでしか説明できないんだということではないと思います。途中経過でも私は出したほうがいいのではないかと思います。再度ちょっとその辺どうですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 別に逃げも隠れもしませんので、そういうご要望があれば説明もいたしますし、ただ余りわっと大げさになりますと、本人が今粛々とやっておりますので、そのあたりも考慮しながらこちらのほうで皆さんにお知らせしたほうが、タイミング的にちょっととか、あるいは今タイミング的にいいとか、そういうことを検討しながら今の議員の言葉を預かっておきます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） では、以上で私の質問を終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、岸本眞一郎議員の質問を終わります。

暫時休憩をします。35分、開会いたします。

休 憩 午後 3時24分

再 開 午後 3時35分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、石谷政輝議員の質問を許します。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 私が最後となりましたけども、つき合いのほど、よろしくお願いします。

私は昨年12月16日に施行されました部落差別解消推進法についてお尋ねをいたします。

法律ができて、実を結ぶまでには長い時間を要すると考えられますが、町としての方向性はどのように示されていくのか、今後期待しているところではあります。というのも、国によりますと、各県の今日的な動向の報告を受けて進めていくと聞いておりますし、県においては各市町村の今日までのことと、今後のことを含め、どのようにするのがよいのか報告を受け、今後生かすとのことであります。

最も大事な各市町村が、今後進むべき方向性を打ち出していかなければいけないが、これまでを振り返り今後に向け、どう取り組んでいくのか非常に大事な時

期を迎えていると思いますが、町長、教育長はいかがお考えでしょうか。まず初めに町長に伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 石谷議員の部落差別解消推進法の今後に向けてということでお答えいたします。

憲政史上始めて「部落差別解消」という用語が用いられ、部落差別の解消を推進するという「部落差別解消推進法」が昨年末議員立法として成立しました。しかしながら、この法はあくまで予算も伴わない理念法であり、被害者救済の規定も、差別を起こした行為者に対する規制などの規定もないなど、宣言的要素の強い法律であります。一方、この法成立の成果は部落差別の存在を国が認めたことにあり、さらには差別の解消を推進しなければならないと明記した点においては、意義のある法律であります。

本町では、特別措置法が制定される以前の昭和39年から同和対策事業に着手しており、特別措置法が失効した平成14年3月以降今日まで、部落差別は許されないものであり、これを解消することが重要な課題であるという認識のもと、「同和対策審議会答申」、及び、「智頭町基本的人権の擁護に関する条例」を踏まえ、部落差別解消に向けた施策を、積極的に取り組んできたところであります。

この法では、「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする」とされており、本町としましても、智頭町基本的人権の擁護に関する審議会をはじめ、智頭町同和教育推進協議会、部落解放同盟智頭町協議会など関係各団体と緊密な連携のもと、教育啓発を推進していくとともに、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」ともされておりますので、国及び県の動向を踏まえ、この調査を実施したい、このように考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 部落差別解消推進法は、今日的な部落差別の存在を認め、部落差別は許されないことを明らかにしたことにあります。私たちの長い間の願いや思いがやっと1つ通過したのかなと、私はそのように考えております。しかし、先ほども町長が申しましたとおり、これは理念法であります。法の中にいか



に実をつけていくかというのが、最終的な目標で時間を要するというのを、私は先ほど申したのであります。

さて、そこでですが今日まで振り返ってみますと、本当に県内の中でも町長は、本当に理解を示してくれた首長の1人じゃなかろうかと、私はこのように思っております。というのも、今年度本人通知制度、これが町民全員ということで、出した人だけがその者だけが受けるというのではなくて、というようなことになっておりますし、またこのことが県下に響いていきまして、今県内では2町村ですか、が広がるというようなことにつながりつつあります。

また今日的に考えてみますと、私が何年前だっただろうか、一般質問したときにもそうでしたけど、町長が私に約束していただいたことをいまだに覚えております。それは、学校、入学式や卒業式、また成人式などで差別やいじめは絶対にいけないんだと、こういうようなことをいまだに言っていたら、私は感銘を受けておるところでございます。その首長の思いが、この町内で届いているんでしょう、この手の話は私どものところは聞くのが大変少なくなったのは事実でございます。県内でも少ない方だと思っております。

ですが、この中においても一般同士の差別事象などもありまして、私のところに相談に来ているのも事実の部分もでございます。ですから、この部分では私はこの部落差別の解消に求めることに努めてまいりますけども、町内においてもそういうような、まだまだ私が思うのにはこの同和問題の解決と同時に、やはり大きくくくると人権問題の解決と、このようなことに結びつけていけば、一番いい方法じゃなかろうかと思っているわけなんです。今後について、こういう点について、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私は今、石谷議員に言ってもらったとおり、まずこの差別というテーマの中で、これは戦いということを常に頭に置いて胸に置いております。本当にいつも申すんですけども、本当になぜこういうことが起きるのかな。皆さんが出産するとき、子どもを産むときに、本当にこの子を産んだら絶対に不幸にしてやるとか、この子を不幸せにしてやるなんて親は世界中に誰一人いないはずです。みんな幸せになってほしい。この子はもう自分はどうなってもいいからすくすくと健康にいてほしい。これが当たり前のことであります。

しかし、なぜ人が人を差別、こんなことになるのかな。本当に私は、やっぱり

人間というのは自分さえよければいいのかなど。私は今でも本当に忘れることができませんが、亡くなられた岸本護さんが「踏まれた足の痛さをみんなわかるとるか」ということをいつかおっしゃいました。本当にどうしてこういうことになるのかな。

特にいろんな差別がある中で、例えば黒人、これは肌の色で差別をする、これは目で差別するわけですね。ところが我々の日本の差別というのは、心で差別してしまうと。心の中というのは絶対見えません、人にはわかりません。だから本当にみんなが心が真っ白けになって、誰がどこで何を言っても、本当にきれいな気持ちでお互いがお互いを認め合う、そういう世界というものは絶対つくっていかなくやいかん。子どものためにもという思いは今でも変わりません。私は町長をやめてもこの問題には死ぬまで戦いを続けていきたい、本当に覚悟を持って言っております。言葉だけではございません。

そういった中で、同和地区の地図がインターネットで公開されたり、部落地名総鑑を違反して販売、こういうことはどう取り締まるんですかね。本当にこれだけ考えてもふざけんどころか、何なのという。だから、人間というのは弱いと見たら、いじめる動物なんですかね、不可思議で思いませんけど。

いずれにしましても、国が言っていることも納得できる部分と、何でもっとという、もっと強く本気は出ないとは言いませんけども、何かこう言葉の羅列みたいな感じということも否めません。答えになったかどうかは別にして、これからも本町はこの戦いを続けるということに、寸分の狂いはないという確信は持って事に当たります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 町長の大変強い言葉に、私も今非常に力がみなぎっているところであります。やはり、何と言っても町長、この同和問題のこの差別問題というのは1つは土地にあります。このことが皆さんは、大半の方は知っておられると思うんですけども、銀行に家を担保に入れると。こうしたときに一般のところとは全然違うんです。何でかなというところから始まったら、これが銀行は商売ですから、これを担保にもらったって売れないと。こういうようなことが私たちはわかっかって、これはどこを調べても県内一緒なんですけど。

それで、こういう法律ができたんだから、何かしら変わってほしいと。私は強

い願いや思いを持っていますけども、やはり商売となると銀行さんもそうはいかんだらうなというような思いも持っております。ですから、長い時間が要するんじゃないかならうかなと思っておりますけども、しかしながら法ができたということは、大きな大きな私の親以上のときから戦いが始まって今日を迎えております。もう4、5年したら100年になるんじゃないかならうかと思ってるんですけども、100年目を迎えたときには執行部の皆さんにも、また何かを1つよろしくお願ひしたいと、今から思ってるどころなんですけども。しかしながら、全国挙げてこれが1つになって頑張るとするのは、頑張れば実を結ぶんだなということはずくづくわかりました。

そして、私も今日まで振り返った中の1つに執行部のご厚意もあったりして、公金というものがございまして、そのおかげで活動できているのも事実な部分もございまして、国のほうとも私たちは交渉事をしてきております、今日まで。そして、国会のほうにも要請したりとか、毎年このことを繰り返してきて、やっと小さな一歩が歩み出したのかなと。法が2002年3月をもって切れたときには、どうなるのかなと思ったけど、それから14年9カ月かかったけども、理念法とはいえこうやって法律ができた。いかにして、これに中身をつけていくかと。

振り返って喜んで国のほうに言ってみましたところが、国はまだまだ勉強不足だから各県の答えを寄せてというようなことを言ひまして、半分は畜生と思ひながら今に見とれという思ひもあるんですけど、県も同じようなことなんです。結局は、町長がるる申してございましたほかの議員とも、地方創生のことでもそうなんですけども、本当にあのときには期待しとったんですけど、今日的振り返ってみますと、何か知らんけどちょっとおかしいなというのがこの実態だったんです。

そこで、私たちも町長が先ほど申していただいたんですけども、私たちだけではどうにもならない部分もございまして、皆さんと1つになったらやっぱり悪いことは悪い、正さないといけないことは正さないといけないと、こういうような一歩に近づいてきたんじゃないかならうかなと。私は今感じているところなんですけども。

そして県内でも町長、ある程度自慢していただければいいと思うんですよ、私はいいいところはいい、県内でも智頭町のいいところは。それで足らんところがあったら、こういうことがあるけど何とかしてもらえんだらうかというのが今日ま

での姿勢でした。今日までを振り返ってみますと、本当にその思いが一步步一つ一つ、階段を登るように実ってきたというのも実際のところじゃなかろうかと思っております。そういうことを振り返ってみると、どうしても町長に期待したい部分もありまして、るるこの部分についての質問をさせていただいておるんですけど、もう少し最後に何かつけ加えていただけたら非常にありがたいんですけども。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今も申しました。私1つ思うことは、まず冷静になって、保育園児がおります、保育園の子は差別なんて誰もわかってません。小学校に行くと、歴史の中でこういう事象があってきたということを、小学校の先生から教わり始めます。それで、子どもたちはスポンジが水を吸うように、そうだとそれは人を差別するのはだめだ、僕たちの仲間がいっぱいいるのにといい気持ちで、真っ白な気持ちで家に帰ります。

どこで子どもたちが、そういうことを差別云々かんぬんと言いだすかというのと、私はやっぱり年とったおじいちゃん、おばあちゃんの時代の方が、そういうけどな、というような、そういう家庭内教育の中で、そういうことが起きているんじゃないかなという感じがしないでもない。だって、真っ白な子だったら真っ白でしょう。どこかでそういうことを言うわけですから。

ですから、子どもたちばかりにどうだこうだって言うんじゃないで、むしろその保護者、あるいはその家庭のおじいちゃん、おばあちゃん、そういう人に本当に真剣勝負で訴えなきゃいかん部分をもっともっとあるんじゃないかな。だってそうでしょう、今世間で言われているのは、学校ではみんなに挨拶しましょう、子どもはこんにちは、外でこんにちはと教えられたとおりに言います。ところが家に帰ると、見知らぬ人に声かけたらいけん、子どもは言われると、先生が挨拶しなさいっても家に帰ったらお父さん、お母さん、おばあさんが人に挨拶したらいけんって言う。ということは、一体何なのと、そういうようなちょっと疑問符もなきにしもあらずという思いがします。

そういった意味で、私たちは要はもう本当に今、議員が腹の底から叫んでおられる気持ちというのをみんなが理解して、そして次の子どもたちが本当に伸び伸びとさわやかにという世界をつくりたい、こういうように思います。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝）　　るる町長の思いも聞かせていただき、ありがとうございます。その話の中に、鳥取ループ、また示現舎の話も出ておりましたけども、これは1週間ほど前か、岡山のほうに研修に行って聞きましたら、仲間が今裁判やっとなってます、実は。我々とするまでに、滋賀県とも県相手に宮部はやっておりますし、名指しで私は言わせていただきますけども。その中で、滋賀県のほうも勝っておりますし、我々の方向性としてももうちょっと先に第3回目がありますけども、これはもう勝ちそうだというようなことの報告も受けておりますので、このことを町長にも報告しとかなないといけないなと思いつつながら。

されども町長も一緒になって、県の知事なんかと首長同士の中にもこういう問題があるのはわかっているけども、ほかの市町村を見るとおかしなところもたくさんございます。その中の1つに隣保館がございますけども、智頭町は幸いにして隣保館残していただいておりますけども、隣保館の名前がないところもあるんですね。人権センターだ何だといって次々こうやってるんですけど。このところから聞き取りをして今後に生かすということですけども、私は本当にそれが一般の方が入っていて、中のことがわかるんだろうかなと。やっぱり中とも話ししもって進めていかないといけない部分も、たくさんあるんじゃないかなと思いつついるところを心配してるんですけども、これは要らん心配ですよそのことです。智頭は智頭でしっかりと町長よろしく、私のほうも思っておりますので今後ともよろしく願いしておきます。

次に、教育長にお尋ねをいたします。部落差別解消推進法では、教育啓発の推進に向けて今後どのように取り組むのか。また人権教育啓発推進法の中で、部落問題もその課題として位置づけられてきましたが、実際の教育現場ではこれまでの同和問題が生かされないまま、部落問題学習が大きく後退してきたのが実態です。

また、部落問題学習を担える人材の不足も深刻な問題となっております。人材育成に向けての取り組みも必要と思われませんが、いかがお考えか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（酒本敏興）　　長石教育長。

○教育長（長石彰祐）　　石谷議員の差別解消に向けての教育啓発ということでもありますけども、私もこの部落差別解消推進法、この法律の目的が部落差別は社会悪であるということを明記したことについては、非常に重要であると考えており

ます。中でもこの法律では地方公共団体の責務として、部落差別を解消するために必要な教育と啓発を行うということが、行政の責務ということであつたわけております。

私も教育と啓発こそが、人権に係る社会的合意を強化して発展させて、差別を包囲するといいますか、封じ込める、そういう力になると確信しております。教育委員会としては、小学校、中学校、保育園等の教育機関や、また図書館、公民館、PTA等の社会教育の人権教育の中で、これらの問題点を取り上げて連携を深めながら、人権教育啓発推進法と合わせて差別解消に必要な学習と啓発を、引き続き進めてまいりたいと考えております。

先ほど出ておりました、人材の部分でありますけれども、議員も多分危惧されておると思うんですけれども、近年教職員の人事を行う中で、部落問題の学習の教育経験のない、市部からの教職員が転勤してこられる、こういうケースがふえております。私のほうからは新着任の教職員には、小中学校長を通じて地区の学習会の趣旨であったり、また部落問題学習の必要性をしっかりと理解されて、前向きに取り組まれるように働きかけをしているところであります。

また、人材育成の部分でありますけれども、なかなか今新規採用の教職員にあつては、教員養成課程の中でこの部落問題学習をしっかりとやっておるかというところ、その部分はちょっと疑問を抱くところがあります。こういうことの必要性も県を通じてやはり国等に働きかけていかないといけないと、こういうことを感じております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 教育長、わかってらっしゃいます、私が何を言いたいのか。本当に智頭は、私はだから先ほどからすぐれていると言っているのはそこなんです。智頭はすぐれとるんだけど、教職員というのは県から派遣されますから、市の職員が来たときには何も勉強せずに入ってくるわけですね。そうすると、非常にバランスがアンバランスなんです。そして今日的なことになっているというのが事実なんです。

そこらのところに何かの方法でメスを入れていかないと、どうも智頭としてはよくやってはいただいておりますけれども、悩ましいなというのもそういうことなんです。そういうところの解消に向けては、やっぱりそういう専門性のある方

を1人置いといて、先生といえども同和問題を勉強してないのが大半ですから、今。

以前は、私たちがまだ子どもが学校に通っているころか、あのころは盛んでして。学校の先生がうちにも来て、町長、泊まったこともあるんです。朝まで論議するんです、いろんな論議をね。そういう熱があって、しっかりと勉強して学校もすばらしい学校ができよったんですけど。近年はそういうことは1つありません。何か見ていると、子どもがわかってないんだなというのもわかるんですが、うちの孫おるんですけど、解いて聞かせよるところですけども、そういうところを考えてみますと、基礎がしっかりしてなかったら何にもならんなという思いがあるもんですから、ちょっと質問の中にきつい思いを入れさせていただいたんですけども、今後に向けてはどうお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほども申しましたように、郡部のほうは比較的研修を行って異動してきます。ですけど市部にあってはなかなかそういう機会もない、環境にないというようなことで、初めてそういうようなことを経験するという新卒の教職員もおります。そこら辺のところを徐々にでは、一気にとはなかなかできないですけども、校長筆頭にそういう取り巻きで地区学の必要性、趣旨、それから部落問題の今の実態、そういうようなこともひっくるめながら研修をしていき、またそれを子どもたちに伝えることによって、ひいてはいじめの解消であったり、いろいろな部分で社会に出ても活用できる、そういうような人材になってくれると思いますので、引き続き粘り強くやっていきたいと思っております。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 大変うれしい言葉をいただいておりますけども、過去を振り返りますと、私はなぜこのことを強く申すかという、私も実はカミングアウトしますけども大きな差別を受けました。本当に口に出せないような大きな差別を受けてきたから、どうしても自分の時代になくしたいんだというような強い思いを持っております。本当に2週間大勢の者にいじめられて、住所が久志谷だということで手紙が来ただけのことですよ。自分では怖いからとぼけたふりしてたんですけど、袋だたきに2週間あったらどんな気持ちになると思います、教育長。本当そのときの悔しさや悲しさが、今となったらねとなっておるんですけども、その思いでこうやって今があるんです。

ですから、聞けば多くの方がしゃべらないだけのもので、私以上の方もおるし、私以下の方も被害を受けている方はたくさんいるんです。私が要は、町長と思いは1つでゼロにしたいのが思いなんです。なかなかゼロになるのは難しいんですけども、ひいてはそれが一般の人権につながってくるんじゃないかなというように思いを持っておって、今日的この人権の問題というのは同和問題から始まったのが元です。そしたらどこやら人権に話が広がっていき、いろんな話にこう、ほかの分野もあるわけですから。

でもそのことはそのことで、私たちも理解しておって広げてきたんだけども、一くくりの人権の中に同和問題を入れるから、このことはおかしいというようなことを思っているわけなんです。けども、行政にしてもこれまでは課であったものが室になっておりますし、世の流れかなと思って、予算のほうの関係もあるでしょうし仕方がない部分もあるんだけども、全体的に考えてみると、いかにして私たちも一緒になって予算を引っ張ってくる、国からですね。その思いで力いっぱい働くことが、いかに大事かということが大変わかってきたもんですから、るる申しておるわけでございますけども。

その私もきょう同僚議員が言いましたが、いつまで質問できるかもわかりませんが、自分がおる限りはこの問題は1日も早い解決、そのことに向けては智頭はせっかく今明るい社会、私はそのように向かって進んでいるように感じておりますので、邁進してほしいと思っておるんですけども。そここのところで、特に教育長も先ほど言われましたけども、若い職員が勉強をしてないんじゃないかと、理解度というのかそこらの部分が、自分の理解だけで子どもにしっかり教えられれば皆さんいいんですけども、そこらの部分がちょっと欠けた部分があったらいけないので、そこらの部分を申したわけですけど、それと同時に専門性の持った者を時間はかかるでしょうけど、私の願いは私が目が届くうちにそういう者でもつくっていただけたらと思うんですけど、いかがかな。再度お願いします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） なかなか専門性を兼ね備えた教職員というのが、本当に少なくなったというか、少ないのが実態です。ですけども、まだまだそういう職員もおります。そういう教職員を中心に、進めていかなきゃいけないと思いますし、私も議員が言われるように、私が今お預かりしている智頭町の子どもたち、少なくなったとはいえ、結構な人数がおります。この子どもたちのときに差別を



受けないように、差別をしないように、そういうような世の中に一緒にしていかなきゃいけないなとそういう気持ちでおります。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 町長同様、本当にいい言葉いただいて私はとてもうれしく感じております。ですけども、なかなかゼロとなるのも難しい問題があるんだろうなとは思っておりますし、また学校の先生だけに頼らんでも、専門性は人権擁護委員なり、いろんな形の方がおろうと思うんです。そのような方の研修や、今日までの研修というのは、先生方は最近見たことないんだけど、どのような研修を受けているんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほど申された人権擁護委員の皆さんも学校の中に入り込んで、子どもたちと一緒に活動していただいたり、研修していただいたりしておりますので、いろんな機関を使って、ということ言い方悪いですが、お手伝いいただいて、子どもたちにそういうような教育・啓発を進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） そのことを通じて、私はほかのいじめもなくなればいかなど、町長と一緒に、感じておるんです。ところが、いじめはゼロでないでしょう、ゼロと言えますか、教育長、言えないでしょう。あるんです。同級生でもさんづけで呼ぶのと、呼び捨てにするのと。さまざまなことが重なって起きているようです。

私も見ていて非常に一部ですけど残念なところもあるんだなと。でも頭がしっかりしているのに、もうちょっとしたらなくなるわというようなことも思っておるんですけども、そうは言いつつもやっぱり前に向かっていかないと、なかなか進んでいけないというのが、なくならないというのが実態なんです、これが。

ですから、私は先ほどから言っておるように、同和問題を通じて言っておりますけども、こういう問題が人権問題につながり、広く皆さんにわかっていただけるということになっていき、そして差別の解消に努めていただけたら、これが本当の意味の差別解消法の、私は進むべきところじゃかろうかと思っております。最後に時間がありませんけども、その部分についての答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 議員も言われるように、同和問題から入って人権問題、いろいろなそういう研修を積む中で、やはりいじめの問題、先ほども言われるように、小学校でも中学校でもいじめはないとは申しません。ですけども、その程度というのは、今のところは小さいものであります。小さいからといって許すわけでも何でもありませんけども、やはりいじめであったりという部分はする側、それから気づかない、こういう2つの立場があるんです。もう一つ、傍観者にはなあってほしくないなと私は思っています。いじめに気づいて一緒に戦ってくれる、そういうような気持ちの子どもたちを育てたいなと思っておりますので、当然する子は悪いですし、気づかないものも悪いですけども、やはり気づいているのに傍観者になってほしくない、そういう気持ちでいきたいと思えます。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） これは、先ほどから理念法だと今のところは言っておりますけども、私からすれば意義や定義があると思っておりますので、この部分にはしっかり、教育長にしても町長にしても今後に期待して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（酒本敏興） 以上で、石谷政輝議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年6月9日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男